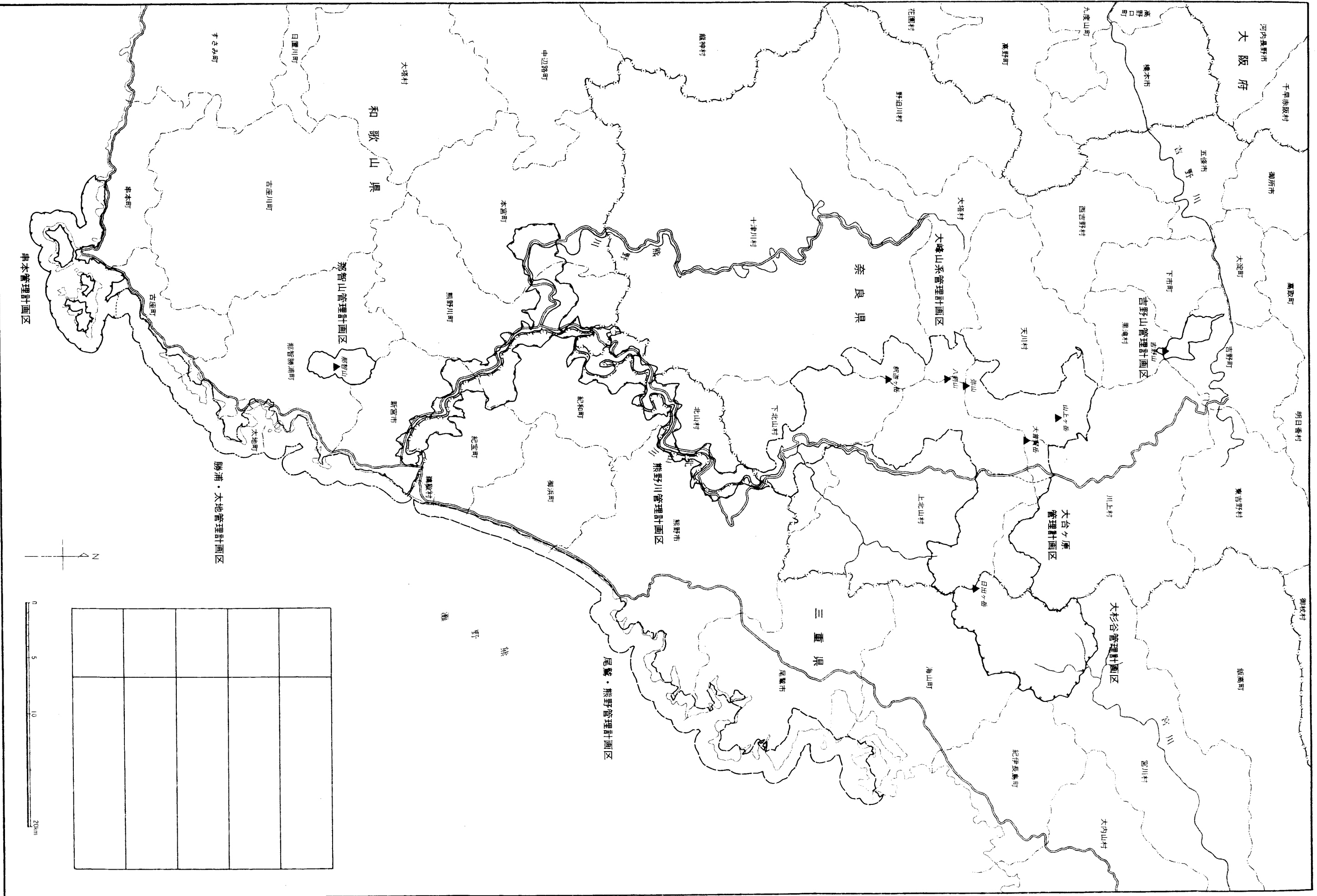


吉野熊野国立公園
熊野地域管理計画書

平成12年4月

環境庁自然保護局近畿地区自然保護事務所



吉野熊野国立公園管理計画区

吉野熊野国立公園熊野地域の沿革

昭和11年	2月 1日	吉野熊野国立公園指定
昭和15年	1月11日	特別地域指定
昭和25年	2月15日	潮岬地区の拡張
昭和41年	7月 1日	勝浦に管理員を配置
昭和42年	3月29日	潮岬地区の特別地域指定
昭和45年	7月 1日	地先海面及び鏑浦地区の拡張、鏑浦地区の特別地域及び海中公園地区指定
昭和48年	7月 1日	吉野熊野国立公園管理事務所を新宮市内に開設
昭和50年	12月19日	尾鷲、熊野地区の拡張及び特別地域、特別保護地区、海中公園地区指定
昭和56年	7月20日	勝浦地区の一部削除
昭和59年	3月	熊野地域管理計画策定
昭和63年	11月20日	吉野熊野国立公園全域について公園計画再検討
平成 3年	3月	熊野地域管理計画改定
平成 9年	12月16日	吉野熊野国立公園の公園区域の一部変更、公園計画の変更、特別地域の区域変更、乗入れ規制地域の指定
平成12年	3月	熊野地域管理計画改定

目 次

第1	管理計画区設定方針		
1	管理計画作成方針	-----	1
2	管理計画区分方針	-----	1
第2	尾鷲・熊野管理計画区		
1	管理の基本的方針	-----	4
(1)	保護に関する方針	-----	4
(2)	利用に関する方針	-----	5
2	風致景観の管理に関する事項	-----	5
(1)	許可, 届出等取扱方針	-----	5
(2)	公園事業取扱方針	-----	7
3	地域の開発整備に関する事項	-----	9
4	利用者の指導等に関する事項	-----	9
5	地域の美化修景に関する事項	-----	9
第3	勝浦・太地管理計画区		
1	管理の基本的方針	-----	10
(1)	保護に関する方針	-----	10
(2)	利用に関する方針	-----	10
2	風致景観の管理に関する事項	-----	11
(1)	許可, 届出等取扱方針	-----	11
(2)	公園事業取扱方針	-----	11
3	地域の開発整備に関する事項	-----	13
4	利用者の指導等に関する事項	-----	14
5	地域の美化修景に関する事項	-----	14
第4	串本管理計画区		
1	管理の基本的方針	-----	15
(1)	保護に関する方針	-----	15
(2)	利用に関する方針	-----	15
2	風致景観の管理に関する事項	-----	16
(1)	許可, 届出等取扱方針	-----	16
(2)	公園事業取扱方針	-----	16
3	地域の開発整備に関する事項	-----	18
4	利用者の指導等に関する事項	-----	18
5	地域の美化修景に関する事項	-----	18
第5	那智山管理計画区		
1	管理の基本的方針	-----	20
(1)	保護に関する方針	-----	20
(2)	利用に関する方針	-----	20
2	風致景観の管理に関する事項	-----	20
(1)	許可, 届出等取扱方針	-----	20
(2)	公園事業取扱方針	-----	21
3	地域の開発整備に関する事項	-----	22
4	利用者の指導等に関する事項	-----	22
5	地域の美化修景に関する事項	-----	23

第6 熊野川管理計画区		
1 管理の基本的方針	-----	24
(1) 保護に関する方針	-----	24
(2) 利用に関する方針	-----	24
2 風致景観の管理に関する事項	-----	24
(1) 許可、届出等取扱方針	-----	24
(2) 公園事業取扱方針	-----	25
3 地域の開発整備に関する事項	-----	28
4 利用者の指導等に関する事項	-----	28
5 地域の美化修景に関する事項	-----	28

参考事項

1. 国立公園内における各種公共事業との事前調整作業手順	-----	29
2. 「吉野熊野国立公園にかかる特定地域における特定行為の認定について」の要点	----	30
(昭和52年3月3日 環自保第95号 自然保護局長通知)		
(1) 那智勝浦町那智山集落地区	-----	30
(2) 太地町夏山集落地区	-----	32
3. 修景緑化植物表	-----	34
4. 申請書等の経由ルート	-----	40
5. 公園事業執行状況一覧表	-----	43

第 1 管理計画区設定方針

1 管理計画作成方針

本管理計画の対象とする吉野熊野国立公園の熊野地域は、本州最南端の潮岬から尾鷲湾に至る熊野灘にのぞむ海岸線と、大峯山脈・大台ヶ原山等を源とする北山川、熊野川の峡谷及び宗教上の聖地として古い歴史を有する熊野三山等からなっている。

紀伊半島の最南部を占めるこの地域は、黒潮の影響を受けて気候は温暖であり、降水量も非常に多い。地質は、砂岩と頁岩を主とする新第三紀層と、これを貫いて噴出した花崗斑岩、石英粗面岩等の熊野酸性岩類とが入り交じり、長い海岸線や河川沿いに橋杭岩、鬼ヶ城等の奇岩や岩礁、あるいは瀨峡溪谷や那智の滝等の特異な景観をつくりだしている。

この地域は平坦地に乏しく、七里御浜沿い及び川口部等にわずかにみられる他は、壮年期の急峻な山地が海岸まで迫っている。海岸線は激しい波浪の影響と隆起や沈降の繰り返しにより、さまざまな海岸地形がみられ、複雑で変化に富んだものとなっている。

温暖多雨のこの地域では、植物がよく繁茂し、シイ、カシ等を主とする暖帯性常緑広葉樹林が生育する。しかし、古くから林業や薪炭生産が盛んであったため、自然林は崖上等にわずかに残るだけで大部分はスギ、ヒノキの人工林やウバメガシ等の萌芽二次林となっている。国の天然記念物にも指定されている那智原始林は、この地域本来の山地植生を象徴するものとして貴重である。動物相では、亜熱帯性の海水魚類、イシサンゴ類等が特筆され、特異な海中景観をみせている。

さらに、この地域を特徴づけるものに、熊野信仰等長い歴史によって培われてきた人文景観がある。那智山、本宮、新宮の熊野三山は、中世に栄えた熊野信仰の聖地であり、この信仰は現在にも伝えられ、これにまつわる数多くの文化財を残している。

この地域の公園利用は、これらの自然、人文景観の探勝、域内に数多い温泉での保養等を主とし、利用者は年間 770 万人に達している。

本管理計画では、このような地域の現況と特質を踏まえ、自然・人文景観の保護と適正な公園利用を推進するために必要な事項を定めるものとし、特に、海中公園地区や那智原始林等すぐれた自然景観の保全、複雑で繊細な海岸線や熊野川の景観維持及び道路、温泉地等の利用環境や社寺等に伝わる歴史的環境の保全に留意するとともに、各地の特性に対応した自然観察会等自然教育の推進を図るものとする。

なお、本管理計画に定められた事項については、近畿地区国立公園・野生生物事務所が実施する他、関係行政機関の協力を得て関係者を指導するものとする。

2 管理計画区区分方針

本地域は、前記のとおり海岸、河川、溪谷及び山地にわたり、また、海岸部も複雑なりアス式海岸、礫浜、島嶼に分けられる等、地形的、景観的に多岐にわたっている。このため、本計画においては、地形、景観の特性、行政区域等により次の 5 管理計画区に区分し、各計画区毎に必要な事項を定めるものとする。

管理計画区の区分は、次のとおりとする。(別添図参照)

- (1) 尾鷲・熊野管理計画区
海岸部のうち三重県に係る区域。
- (2) 勝浦・太地管理計画区
海岸部のうち和歌山県新宮市、那智勝浦町、太地町及び古座町の一部に係る区域。
- (3) 串本管理計画区
海岸部のうち和歌山県串本町及び古座町の一部に係る区域。
- (4) 那智山管理計画区
那智山を中心とする地域。

(5) 熊野川管理計画区

熊野川及び北山川の中，下流域で和歌山県新宮市，熊野川町，本宮町，北山村，奈良県十津川村及び三重県熊野市，紀和町，紀宝町に係る区域。

第2 尾鷲・熊野管理計画区

1 管理の基本的方針

(1) 保護に関する方針

ア 風致景観の特性及び保全対象

本管理計画区は、熊野川河口以北の三重県に係る海岸線である。

地形的には、礫浜が弓なりに連なる七里御浜とその北側の複雑なりアス式海岸部とに分けられる。七里御浜は、紀伊半島ではめずらしい直線的な海岸線で、広い礫浜が延々と連なり、浜辺には松林等が続き、明るい雰囲気をもっている。

熊野市から尾鷲市に至る海岸線は、山地が海まで迫り、大小の湾入が繰り返されている。岬部等外洋側には海蝕崖が発達し、海蝕洞、岩礁等も多く、複雑で変化に富んだ景観を呈している。

植生としては、七里御浜でクロマツ、カシ、クス等が海岸沿いに防風林として保護されている。磯崎以北の海岸部では、海蝕崖上にウバメガシの自然林が比較的広く残存している。

磯崎以北の海域にはイシサンゴ類等亜熱帯性の生物が多く見られ、二木島付近に海中公園地区が指定されている。

また、この地域には、熊野三山へのルートである伊勢路があり、往時をしのばせる熊野古道や石畳道等多くの史跡・文化財がみられる。

管理方針としては、海浜と松林等からなる七里御浜の海岸景観の保全に特に留意する。磯崎以北は二木島海中公園地区の周辺部等、特に海岸景観の自然性の高い地区であるので、風致景観及び自然環境の保全に留意することとし、公園利用車道沿線では、公園事業施設、公共施設、住民の日常生活の維持に必要な施設等以外の工作物は原則として設置しない。

イ 保全対象の保全方針

特色ある景観、貴重な自然について、保全対象と保全方針を定め、適切な管理を行うこととする。

保 全 対 象	概 要	保 全 方 針
七里御浜	①礫浜及びクロマツ、カシ、クス等の海岸沿いの防風林からなる優れた海岸景観 ②アカウミガメの繁殖地 [第1種特別地域]	紀伊半島では珍しい直線的な礫浜海岸が連なり、アカウミガメが産卵に上陸する。車両の乗入れを規制する等、アカウミガメの産卵等を阻害しないよう極力配慮する。 礫浜と背後の防風林を一体として、海岸景観の保全に努める。海岸保全工事等にあつては、海岸景観を損なわない工法を指導する。
二木島海中公園地区及び周辺部 楯ヶ崎	①海蝕崖の発達した海岸景観 ②イシサンゴ類等が発達。タマイタダキ等の海藻が着生し、タカノハダイ、ニザダイ等の魚類等が豊富 [海中公園地区] [第1種特別地域]	海中、海岸景観の自然性の高い地区であり、優れた海岸・海中景観を保全するため、極力人為による影響を排除し、風致景観及び自然環境の保全に努める。

ウ 保護施設の整備及び保護のための事業の実施方針

七里御浜には、アカウミガメが産卵のため上陸することから、産卵・孵化等を補助するための施設の整備を図る。

(2) 利用に関する方針

七里御浜は、海岸線に平行して国道 42 号線が通る景勝地となっており、この北端にあたる鬼ヶ城は、年間 47 万人の利用者がある。磯崎以北は複雑なリアス式海岸となっているが、到達車道が未整備であり、利用者は少ない。

これらの特異な海岸景観の探勝や自然歩道の利用を促進し、自然とのふれあいの推進に努める。

2 風致景観の管理に関する事項

(1) 許可、届出等取扱方針

特別地域内については、自然公園法施行規則及び「国立公園の許可、届出等の取扱要領」（平成 12 年 4 月 1 日付け環自国第 180-1 号）によるほか、下記の取扱方針によるものとする。

また、普通地域内の要届出行為については、下記の特別地域内の行為の取扱いを参考として風景の保護上適切な配慮がされるよう指導する。

行為の種類	取 扱 方 針
1 工作物 (1) 建築物	<p>① 基本方針 主要な展望地、道路等からの景観保全に留意する。</p> <p>② 形態 建築物については、原則として切妻、寄棟、入母屋等の勾配屋根とすることとし、陸屋根、片流れ、半球形、かまぼこ形等は避ける。塔屋の形態についてもこれに準じる。 なお、現在陸屋根のものは、増改築に際し上記様式とする。</p> <p>③ 色彩</p> <ul style="list-style-type: none">・ 屋根：黒色、灰色、暗褐色、暗緑色系とする。・ 外壁：木材、石材等自然材料を努めて用いるものとし、着色する場合は、原則として茶系色、暗灰色、明度の低いクリーム色、ベージュ色とする。 <p>④ 修景等</p> <ul style="list-style-type: none">・ 工事により生じた裸地は、当該地域に生育する樹木と同種の樹木により、修景のための植栽を行う。・ 残土は、公園区域外に搬出し、適切に処理する。
(2) 道路（車道）	<p>① 基本方針 急傾斜地が多く、大規模な地形改変が予想されることから、住民の日常生活及び農林漁業の維持に必要なもの以外の新、増築は許可しない。</p> <p>② 工法等</p> <ul style="list-style-type: none">・ 必要最小限の規模とし、地形等に順応した線形とするとともに、擁壁等を使用することにより、地形改変を極力少なくする。・ 工事の施工に当たっては、土砂の崩落防止、海域及び河川への汚濁防止措置を講ずる。・ 交通安全柵を設置する場合は、極力ガードケーブルを用いるものとする。

	<p>③ 法面</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 擁壁は、自然石を使用するか、または自然石に模した表面仕上げとする。 ただし、公園利用者から望見されない区間における場合は、この限りでない。 ・ 法面は、原則として緑化することとし、緑化植物は可能な限り当該地域に生育する植物と同種の植物を使用する。 ・ 地形・地質等の制約により、やむを得ずモルタル吹き付けを行う場合は、周辺景観との調和を図るため着色顔料の混入、ツタ植物の導入等を行う。 <p>④ 色彩</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ロックネット、ロックフェンス、橋梁等は灰色、暗褐色系とする。 ・ ガードケーブル等は、原則として暗灰色（亜鉛メッキ仕上げ等）とする。やむを得ず表面が白色塗装のものを使用する場合は、道路の外側の面を暗褐色に塗装する。 <p>⑤ 修景等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 工事により生じた裸地は、当該地域に生育する樹木と同種の樹木等により、修景のための植栽を行う。 ・ 残土は、公園区域外に搬出し、適切に処理する。
(3) 電柱	<p>① 基本方針 主要な展望地、道路等からの景観保全に留意する。</p> <p>② 位置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 主要な展望地周辺では、地下埋設化を図る。 ・ 道路沿いに設置する場合は、海、谷側等の主たる展望方向を避ける。 ・ 電力線、電話線が平行する場合は共架とする。 <p>③ 色彩 コンクリート柱、鋼管柱を使用する場合は暗褐色系とする。</p> <p>④ その他 営業広告物の掲出は行わない。</p>
2 水面の埋立て	<p>① 基本方針 海岸景観の保全に重大な影響を及ぼす施設であるので、漁港及び港湾以外の埋立ては原則として許可しない。</p> <p>② 工法等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 埋立用土を公園区域内で採取することは認めない。ただし、既に許可等を得た行為の残土を埋立用土に流用する場合にあってはこの限りでない。 ・ 主要な利用地点、展望対象地における擁壁等の工作物は、自然石を使用するか、または自然石に模した表面仕上げとする等、風致景観に配慮した工法とする。 ・ 水域の汚濁防止措置を講じ、周辺水域に濁水を流出させないものとする。 <p>③ 修景 埋立地は、必要に応じて当該地域に生育する樹木と同種の樹木等により、修景のための植栽を行う。</p>
3 土石の採取	<p>基本方針 水面の埋立用土を採取することは認めない。</p>

<p>4 漁港，港湾施設</p>	<p>① 基本方針 当該施設は，この地域の基盤産業振興と密接に関わるものであるが，海岸景観の保全に重大な影響を及ぼす施設であるので，漁港，港湾区域の指定及び事業実施に当たっては，事前に十分調整を図る。</p> <p>② 調整上の留意点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自然海岸地域への区域拡張は，必要最小限にとどめる。 ・ 外郭防波堤等については，設置に伴う潮流の変化が予想されるので，必要に応じてこれを明らかにさせるとともに，周辺の自然環境に支障が生じないように留意する。 <p>③ 工法等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 埋立用土を公園区域内で採取することは認めない。ただし，既に許可等を得た行為の残土を埋立用土に流用する場合にあっては，この限りでない。 ・ 主要な利用拠点，展望対象地における擁壁等の工作物は，自然石を使用するか，または自然石に模した表面仕上げとする等，風致景観に配慮した工法とする。 ・ 海域の汚濁防止措置を講じ，周辺海域に濁水を流出させないものとする。 <p>④ 修景 埋立地は，必要に応じて当該地域に生育する樹木と同種の樹木等により，修景のための植栽を行う。</p>
<p>5 海岸保全施設</p>	<p>① 基本方針 国土保全，災害防止等の公共性を有するものであるが，海岸景観の保全上広範囲にわたり重大な影響を及ぼすものであり，事業実施に当たっては事前に十分な調整を図る。</p> <p>② 調整上の留意点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業の実施の範囲は，現に災害が発生した場所，あるいは災害が発生するおそれが高いことが学術調査等によって明らかにされている場所とする。 ・ 必要最小限の規模であって，海岸景観の保全に配慮された工法とする。 ・ 施設の設置に伴い潮流の変化等が予測される場合は，周辺の自然環境に支障が生じないように留意する。 ・ 海水浴等，現に利用者が多い場所にあつては，その利用に配慮した工法とする。 ・ アカウミガメの上陸，産卵場所においては，アカウミガメの産卵等を阻害しないよう極力配慮する。 <p>③ 工法等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 主要な利用地点，展望対象地における擁壁等の工作物は，自然石を使用するか，または自然石に模した表面仕上げとする等，風致景観に配慮した工法とする。 ・ 工事前仮工作物等の跡地は，工事完了後原状に復する。 ・ 海域の汚濁防止措置を講じ，周辺海域に濁水を流出させないものとする。

(2) 公園事業取扱方針

事業の種類	事業名	取 扱 方 針
1 道路（車道）	行野浦楯ヶ崎線	<p>① 基本方針 海岸線に沿って尾鷲と熊野を結ぶ路線であるが、未開通区間をはじめとする未整備部分が多く、全線の供用整備及び道路改良を主体とする。 整備に当たっては、急傾斜地が多いので地形に順応した線形とする等自然環境との調和を図るとともに、必要に応じて小規模な路傍駐車帯を設ける等展望の確保に留意する。</p> <p>② 以上の他、第2・2・(1)・1・(2)道路（車道）の取扱方針②～⑤を適用する。</p>
2 道路（歩道）	鬼ヶ城周回線	<p>基本方針 波食による特異な景観を呈し、年間47万人の公園利用者のある地域であるので、適正な利用施設の配置と利用者指導により景観の保全と快適な利用の確保を図る。また、波浪等の影響を受けやすい場所であるので必要に応じて注意標識、防護柵の整備を図るとともに、高潮等で危険な場合には通行制限を行う等、利用者の安全確保に必要な措置が講じられるよう留意する。</p>
	九木崎線 三木崎線	<p>基本方針 海岸景観地の周遊歩道として、路傍展望地の配置を含めた整備を図る。</p>
	近畿自然歩道	<p>基本方針 既設歩道の改良整備を主体とし、海岸景観地を生かした探勝路等として展望適地等に路傍休憩施設等を附帯した歩道の整備を図る。なお、波浪等の影響を受けやすい場所にあつては、注意標識、安全施設を設ける等利用者の安全確保に必要な措置が講じられるよう留意する。</p>
3 園地	奥池網代三木崎盛松 ^{スパン} リ楯ヶ崎大崎半島	<p>基本方針 いずれも半島部における海岸景観の展望地であり、地形の改変を極力避ける等周辺の自然環境と調和した工法による整備を図る。</p>
	新鹿浦	<p>基本方針 本地域で数少ない砂浜海岸であり、景観の保全に留意し、海水浴利用も考慮した休憩所等の整備を図る。</p>
	阿田和	<p>基本方針 七里御浜海岸のほぼ中央に位置しており、雄大な海岸線の展望を生かしながら、地区周辺の海岸環境整備施設と一体となった利用施設の整備を図る。</p>

	鬼ヶ城	基本方針 鬼ヶ城周回線道路（歩道）の基本方針と同一とする。
	園地整備における 工法,附帯施設等	海浜探勝のための園路を主体とし、園路の選定にあたっては、地形、植生の保全に留意するとともに、周回性の確保に配慮する。 休憩所等附帯施設の配置に当たっては展望方向等に留意する。 必要に応じて解説施設、地名標識等を設置する。
4	動物繁殖施設 七里御浜	基本方針 アカウミガメの産卵、孵化等を補助するための施設の整備を図る。

3 地域の開発整備に関する事項

一般公共施設

その公共性に鑑み、できるだけ早い時期に工事計画を把握し事前調整を図る。事前調整の対象とする施設は、県が行う各種公共事業（市町村への補助事業を含む）に係るものとし、その作業手順は、参考事項1. 国立公園内における各種公共事業との事前調整作業手順による。

4 利用者の指導等に関する事項

ア 自然解説に関する事項

楯ヶ崎、鬼ヶ城、七里御浜等は自然観察に適した場所であり、これらの地区においては園地、歩道等利用の一環として自然解説施設を整備し、自然探勝利用の推進を図る。

利用推進コース及び観察ポイント

① 楯ヶ崎コース

阿古師・室古神社、楯ヶ崎柱状節理、海岸生物、暖帯性常緑広葉樹林等

② 鬼ヶ城・花の窟コース

鬼ヶ城の洞穴、獅子岩、花の窟

③ 七里御浜コース

防潮、防風林、海浜植物、礫浜海岸等

イ 利用者の誘導、規制

七里御浜地区は、礫浜海岸と背後のマツ及び常緑広葉樹を主体とする防風林を擁し、長く連なる海岸線と植生が一体となった景観を呈している。

一部には、アカウミガメの上陸・産卵場所もみられる。このため、毎年5月1日から9月30日までの期間は車両等の乗入れが規制されている。これと併せてアカウミガメの繁殖を阻害しないよう広報等により普及啓発に努める。

5 地域の美化修景に関する事項

ア 美化清掃

公園事業施設周辺の清潔の保持に努めるとともに、関係県、市町村及び地元諸団体等と協力し、一斉清掃等地区全体の美化清掃を推進する。

また、公園利用者に対しても、啓発看板の設置、広報活動等により美化清掃の普及啓発を図り、ごみ持ち帰り運動を推進する。

イ 修景緑化

施設計画に際しては、既存樹木の保存に留意し、工事により生じた裸地は、当該地域に生育する樹木と同種の樹木により修景のための植栽を行う。

第3 勝浦・太地管理計画区

1 管理の基本的方針

(1) 保護に関する方針

ア 風致景観の特性及び保全対象

本管理計画区は、古座川河口から熊野川河口までの海岸線である。

この地域は、山地が海岸まで迫り平坦地は少なく、海岸線は複雑で屈曲に富み、岬部等は熊野灘の激しい波浪により海蝕崖、岩礁等がよく発達している。特に、浦神半島から那智湾周辺では、大小の島々が浮かぶ多島海景観もみられる等変化に富んだ海岸景観を呈している。

植生は、ウバメガシ、スダジイ等の常緑広葉樹林を主とするが、自然林は崖上等の一部に残るだけで、大部分は薪炭林として活用されてきた萌芽二次林である。

この地域は、信仰の地として古くから栄えてきた那智山に隣接していることから、熊野信仰に関わる史跡、伝承が多く残っている。

産業は観光及び漁業が主であり、勝浦漁港は遠洋漁業基地となっている。また、古座、太地、三輪崎等は、中世以降近海捕鯨の基地として知られている。

管理方針としては、特別地域に指定され公園景観の基幹をなしている海岸線及びその後背林の保護に留意し、海岸景観の維持を図る。

イ 保全対象の保全方針

特色ある景観、貴重な自然について保全対象と保全方針を定め、適切な管理を行うこととする。

保 全 対 象	概 要	保 全 方 針
ゆかし潟	①森浦湾とつながる汽水湖であり、周囲の植生とともに優れた自然景観 ②塩沼地植生、オオウナギ、ハゼ類等豊かな生物相 [第2種特別地域]	塩沼地植生、ハマボウ群落等がみられ、良好な自然環境が保持されている。周辺の土地利用や河川管理等との総合的な調整を図り、特異な自然環境に影響を与えないよう努める。
大浜	①礫浜及びクロマツ等の海岸沿いの防風林からなる優れた海岸景観 ②アカウミガメの繁殖地 [第1種特別地域]	紀伊半島では珍しい直線的な礫浜海岸が連なり、アカウミガメが産卵に上陸する。車両の乗入れを規制する等、アカウミガメの産卵等を阻害しないよう極力配慮する。礫浜と背後の防風林を一体として、海岸景観の保全に努める。海岸保全工事等にあつては、海岸景観を損なわない工法を指導する。

ウ 保護施設の整備及び保護のための事業の実施方針

大浜には、アカウミガメが産卵のため上陸することから、産卵・孵化等を補助するための施設の整備を図る。

(2) 利用に関する方針

勝浦、湯川は古くから温泉地として多くの人々に利用されており、現在では、年間280万人(平

成9年度観光動態調査による)に近い利用者があり、南紀観光の一大拠点となっている。太地町には世界的にも珍しい鯨の博物館があり、多くの利用者を集めている。

これらの利用施設を拠点に、変化に富んだ海岸景観の探勝や水辺の動植物の観察等を促進し、自然とのふれあいの推進に努める。

2. 風致景観の管理に関する事項

(1) 許可、届出等取扱方針

特別地域内については、自然公園法施行規則、「国立公園の許可、届出等の取扱要領」(平成12年4月1日付け環自国第180-1号)及び「吉野熊野国立公園にかかる特定地域(太地町夏山集落地区)における特定行為の認定について」(平成12年告示予定)によるほか、下記の取扱方針によるものとする。

また、普通地域内の要届出行為については、下記の特別地域内の行為の取扱いを参考として風景の保護上適切な配慮がされるよう指導する。

行為の種類	取 扱 方 針
1 工作物	第2・2・(1)・1工作物の取扱方針を適用する。
2 水面の埋立て	第2・2・(1)・2水面の埋立ての取扱方針を適用する。
3 土石の採取	第2・2・(1)・3土石の採取の取扱方針を適用する。
4 漁港、港湾施設	第2・2・(1)・4漁港、港湾施設の取扱方針を適用する。
5 海岸保全施設	第2・2・(1)・5海岸保全施設の取扱方針を適用する。

(2) 公園事業取扱方針

事業の種類	事業名	取 扱 方 針
1. 道路(車道)	勝浦湯川線	① 基本方針 勝浦、夏山、湯川の温泉地を結ぶ路線であるが、一部に未開通区間があり、全線の供用整備を図る。整備に当たっては、トンネルの採用等地形改変の少ない工法とする等自然環境との調和を図る。 ② 以上の他、第2・2・(1)・1・(2)道路(車道)の取扱方針②～⑤を適用する。
2. 道路(歩道)	燈明崎山見鼻線	基本方針 燈明崎、梶取崎、平見台を結ぶ既設歩道の改良整備を主体とし、海岸景勝地としての特色を生かした路傍展望休憩所等の配置に留意する。

	近畿自然 歩道	基本方針 既設歩道の改良整備を主体とし、海岸景観地を生かした探勝路等として展望適地等に路傍休憩施設等を附帯した歩道の整備を図る。なお、波浪等の影響を受けやすい場所にあつては、注意標識、安全施設を設ける等利用者の安全確保に必要な措置が講じられるよう留意する。
3. 園地	孔島・鈴 島	基本方針 海岸の自然観察に適した場所であり、園地整備の一環として自然解説施設等の充実を図る。
	宇久井	基本方針 国民休暇村周辺の自然探勝路等の整備に際し、自然解説施設等の充実を図り、総合的な利用拠点としての利用を考慮した整備を図る。
	湯川	基本方針 ゆかし瀨及び湯川周辺の水辺・海岸探勝のための整備を図る。整備に当たっては、森浦湾とつながる汽水湖としての特性と流域景観の保全に留意するとともに、特徴ある塩沼地植生やハマボウ群落等の保全活用を図る。
	玉の浦 下田原	基本方針 海岸展望地として、海水浴利用も考慮した休憩所、駐車場等の整備を図る。
	太地 燈明崎 梶取崎 平見台	基本方針 自然・人文景観の探勝・展望地としての整備とともに、各園地が比較的近接していることから、連絡歩道の整備を図る。
	園地整備における 工法,附帯施設等	植生の保全や地形への順応等自然環境と調和した工法とする。休憩所等附帯施設の配置に当たっては展望方向等に留意する。必要に応じて解説施設、地名標識等を設置する。
4. 宿舎	宇久井	① 基本方針 国民休暇村が整備されており、今後とも公園利用者の中核的宿泊施設として整備改善を図ることとし、周辺の自然環境、地形等と調和した配置及び規模とする。 ② 工法等 第2・2・(1)・1・(1)建築物の取扱方針②～④を適用する。 ③ 汚水処理 周囲の環境、公園利用等に支障のない汚水の処理方法、放流先とする。
	勝浦 湯川 夏山地	① 基本方針 比較的大規模な宿舎が多く、熊野地域最大の宿泊収容力を有している。今後とも本地域の宿泊拠点としての整備を図るが、各宿舎の整備に当たっては、主要な展望地、道路等から眺望し

		<p>た場合の宿舎背後の山稜線を分断しない建物高さとする等周囲の風致・景観との調和に留意する。既に山稜線を分断している宿舎については、今後、勾配屋根の設置等風致景観への影響を改善するよう指導する。</p> <p>② 工法等 第2・2・(1)・1・(1) 建築物の取扱方針②～④を適用する。</p> <p>③ 汚水処理 周囲の環境、公園利用等に支障のない汚水の処理方法、放流先とする。</p>
5. 博物展示施設	太 地	<p>① 基本方針 鯨類を中心とした海洋生物の生態等を解説する施設として特色のあるものであり、今後とも周囲の自然環境との調和に留意した整備により充実改善を図る。</p> <p>② 工法等 第2・2・(1)・1・(1) 建築物の取扱方針②～④を適用する。</p> <p>③ 汚水処理 周囲の環境、公園利用等に支障のない汚水の処理方法、放流先とする。</p>
6. 動物繁殖施設	大 浜	<p>基本方針 アカウミガメの産卵、孵化等を補助するための施設の整備を図る。</p>

3 地域の開発整備に関する事項

ア 一般公共施設

その公共性に鑑み、できるだけ早い時期に工事計画を把握し事前調整を図る。

事前調整の対象とする施設は、県が行う各種公共事業（市町村への補助事業含む）に係るものとし、その作業手順は参考事項1. 国立公園内における各種公共事業との事前調整作業手順による。

イ ゆかし潟地区の施設整備について

ゆかし潟は、森浦湾とつながる汽水湖であり、塩沼地植生やヨシ原等が河床の小礫をまじえた砂泥地に成立している。ハマボウ群落が生息する他、オオウナギや多種のハゼ類が生息する等良好な自然環境が保持されている。

このような特性を生かした地区の自然探勝等の利用促進が望まれるが、既に上流域では湯川温泉街と接し、潟南岸に沿って国道42号線が通っている他、森浦湾につながる河口部右岸は集落地を形成している。利用のための施設整備には、自然環境や風致景観の保全と周辺土地利用状況や河川管理等との総合的な調整が必要となっている。

このため、ゆかし潟地区の施設整備に当たっては、これらの調整を踏まえた整備計画を策定して進めるものとし、次の点に留意する。

- ① 塩沼地植生、ハマボウ群落の保全域を明確にし、その保護、育成に留意する。
- ② 自然探勝施設の一環として自然解説施設の充実を図り、自然解説等の啓発活動に配慮する。
- ③ 自動車道と歩道を分離する等利用者の安全確保に留意する。

4 利用者の指導等に関する事項

ア 自然解説に関する事項

(ア) 自然に親しむ運動

孔島・鈴島，宇久井及びゆかし潟地区は海浜生物等の観察に適した場所であり，これまで自然観察会等自然に親しむための行事を行ってきている。今後ともこれらの活動を積極的に推進する。

(イ) 自然探勝利用の推進

本管理計画区の海岸線沿いは，海蝕崖や島しょ，半島地形等と常緑広葉樹や海浜植生等が一体となった自然環境を示す海岸地域である。

また，中世近海捕鯨の遺跡も各所に残り，自然探勝コースとして適しているため，園地，歩道等の一環として自然解説施設等を整備し，その利用の推進を図る。

「利用推進コース及び観察ポイント」

① 太地海岸コース

太地浦と捕鯨の遺跡，海岸の魚付保安林，海岸生物，海成段丘等

② 王子ヶ浜・孔島コース

地層，熊野古道，海岸生物，孔島の植物等

③ 宇久井半島コース

宇久井半島の陸けい島，海岸二次林，海岸生物，海岸地層等

④ 那智浜・ゆかし潟コース

浜の宮王子，ウバメガシ林，温泉，ゆかし潟等

⑤ 下里・粉白コース

磯浜の生物，太田川河口のハマボウ等の植物群落，玉の浦等

⑥ 荒船海岸コース

風衝林と林縁の植物，磯の生物，磯の地形等

イ 利用者の誘導，規制

大浜地区は，磯浜海岸と背後のマツ林を主とする防風林を擁し，長い海岸線と植生が一体となった景観を呈している。

一部にはアカウミガメの上陸・産卵場所も見られる。このため，毎年5月1日から9月30日までの期間は車両等の乗入れが規制されている。これと併せてアカウミガメの繁殖を阻害しないよう広報等により普及啓発に努める。

5 地域の美化修景に関する事項

ア 美化清掃

公園事業施設周辺の清潔の保持に努めるとともに，関係県，市町村及び地元諸団体等と協力し，一斉清掃等地区全体の美化清掃を推進する。

また，公園利用者に対しても，啓発看板の設置，広報活動等により美化清掃の普及啓発を図り，ごみ持ち帰り運動を推進する。

イ 修景緑化

施設計画に際しては，既存樹木の保存に留意し，工事により生じた裸地は，当該地域に生育する樹木と同種の樹木により修景のための植栽を行う。

第 4 串本管理計画区

1. 管理の基本的方針

(1) 保護に関する方針

ア 風致景観の特性及び保全対策

本管理計画区は、本州最南端の潮岬を中心とした熊野灘沿岸部で、潮岬、大島をはじめとする串本町内の全域と古座町内の一部海岸部が含まれる。

海岸線は熊野灘の激しい波浪を受けて、潮岬、大島海岸で海蝕崖が良く発達している他、橋杭岩をはじめとした奇岩、岩礁も多く、男性的なすぐれた海岸景観が見られる。

また、黒潮が流れるこの地域の海中には、イシサンゴ類等亜熱帯性の生物が彩る特異な海中景観がみられ、海中公園地区が指定されている。

植生は、この地域で盛んであった薪炭生産の影響を受け、大部分はウバメガシ、スダジイ等の萌芽二次林であるが、崖上等一部にこれらの自然林が残存する。

管理方針としては、特別地域に指定された公園景観の基幹をなしている海岸とその後背林の保護に留意し、自然海岸景観の維持を図る。

イ 保全対象の保全方針

特色ある景観、貴重な自然について、保全対象と保全方針を定め、適切な管理を行うこととする。

保 全 対 象	概 要	保 全 方 針
串本海中公園地区	<p>ミドリイシを主体としてイボサンゴ、ノウサンゴ、シコロサンゴ等が群生し、その種類、量が極めて豊富である。そのほか、ウミトサカ類・ヤギ類や熱帯魚類等も豊富である。</p> <p>鯖浦地区には、海中展望塔等海中景観を採勝する施設が整備されている。</p>	<p>海中公園地区の利用は、海中の景観や生物への影響が懸念されるものであるので、必要に応じて調査等を行い、その結果を踏まえて海中景観の保護を図る。</p> <p>また、周辺陸域部を含めて、その特性に留意した保全を図り、海岸保全施設工事等にあつては、海中公園地区の景観に影響を及ぼさない工法を指導する。</p>

(2) 利用に関する方針

この地区の利用は、優れた海岸景観の採勝が主であるが、海水浴、釣り等の海浜レクリエーション利用も増えており、潮岬を中心に年間 150 万人近くに達している。利用施設としては、宿舍、休憩所、園地、海水浴場、歩道等がそれぞれ主要な利用拠点に整備されている他、鯖浦地区には水族館、海中展望塔、海中採勝路等があり、海中公園地区の利用拠点となっている。

この地区の景観の基幹をなしている海岸景観の採勝利用を推進する。また、海中公園地区については、海中の生物等に影響を与えないよう留意しつつ、海中景観の採勝等の適正な利用を推進する。

2 風致景観の管理に関する事項

(1) 許可、届出等取扱方針

特別地域内については、自然公園法施行規則及び「国立公園の許可、届出等の取扱要領」（平成12年4月1日付け環自国第180-1号）によるほか、下記の取扱方針によるものとする。

また、普通地域内の要届出行為については、下記の特別地域内の行為の取扱いを参考として風景の保護上適切な配慮がされるよう指導する。

行為の種類	取 扱 方 針
1 工作物	第2・2・(1)・1工作物の取扱方針を適用する。 なお、潮岬周回線道路（車道）沿線は、本州最南端の地として独特の風致景観を有する地域であるので、特に自然性が高く海岸景観の保全と眺望の確保が必要な道路より海岸側の地域には、工作物は原則として設置しない。
2 水面の埋立て	第2・2・(1)・2水面の埋立ての取扱方針を適用する。
3 土石の採取	第2・2・(1)・3土石の採取の取扱方針を適用する。
4 漁港、港湾施設	第2・2・(1)・4漁港、港湾施設の取扱方針を適用する。
5 海岸保全施設	第2・2・(1)・5海岸保全施設の取扱方針を適用する。

(2) 公園事業取扱方針

事業の種類	事業名	取 扱 方 針
1. 道路（車道）	潮岬周回線	① 基本方針 潮岬半島を周遊する路線であり、海蝕崖や岩礁が発達し、変化に富んだ海岸線と常緑広葉樹林が一体となった景観を眺望する。整備に当たっては、周辺の自然環境との調和を図るとともに、車道沿線の小規模な展望地の確保に留意する。 ② 以上の他、第2・2・(1)・1・(2)道路（車道）の取扱方針②～⑤を適用する。
2. 道路（歩道）	大島周回線	基本方針 大島南海岸は、海金剛に代表される海蝕崖が発達し、変化に富んだ展望景観が続いている。この海岸沿いを探勝するための歩道として、展望適地に路傍休憩施設を附帯した歩道の整備を図る。波浪等の影響を受けやすい場所にあつては、注意標識、安全施設を設ける等利用者の安全確保に必要な措置が講じられよう留意する。
	近畿自然歩道	基本方針 既設歩道の改良整備を主体とし、海岸景勝地を生かした探勝

		路として，展望適地等に路傍休憩施設等を附帯した歩道の整備を図る。なお，波浪等の影響を受けやすい場所にあつては，注意標識，安全施設を設ける等利用者の安全確保に必要な措置が講じられるよう留意する。
3. 園地	橋 杭	基本方針 橋杭岩周辺探勝利用者及び海水浴利用者のための園地として駐車場，休憩所，便所等の整備を図る。
	鏑 浦	基本方針 海中公園地区一帯の利用者のための園地として，水族館等施設と利用導線等を考慮した整備を図る。
	潮 岬	基本方針 雄大な眺めと背後の芝生地が一体となった景勝地であり，主要な展望地点，道路等からの眺望景観を妨げないよう施設配置に留意するとともに，周囲の自然環境と調和した工法により整備を図る。 潮岬周回線道路（車道）北側の既存施設については，増改築の際に風致景観への影響を改善するような工法を指導する。
	タカノ巢 檜野崎	基本方針 大島探勝利用者のための園地として，歩道事業と調整を図りながら展望休憩所等施設の充実を図る。
	園地整備における 工法,附帯施設等	植生の保全や地形への順応等自然環境と調和した工法とする。 休憩所等附帯施設の配置に当たっては展望方向等に留意する。 必要に応じて解説施設，地名標識等を設置する。
4. 宿舎	潮 岬	① 基本方針 周辺探勝等公園利用者のための宿舎として，周囲の自然環境と調和した整備を図る。 ② 工法等 第2・2・(1)・1・(1)建築物の取扱方針②～④を適用する。 ③ 汚水処理 周囲の環境，公園利用等に支障のない汚水の処理方法，放流先とする。
5. 水族館	鏑 浦	① 基本方針 海中公園地区及び付近の生物の生態等を解説する施設として，周囲の自然環境と調和した工法によりその充実整備を図る。海域の利用にあたっては，海中景観の保護と適正な利用を行い，陸上施設と一体的な利用を図る。 ② 工法等 第2・2・(1)・1・(1)建築物の取扱方針②～④を適用する。

3 地域の開発整備に関する事項

ア 一般公共施設

その公共性に鑑み、できるだけ早い時期に工事計画を把握し事前調整を図る。事前調整の対象とする施設は、県が行う各種公共事業（市町村への補助事業含む）に係るものとし、その作業手順は参考事項1．国立公園内における各種公共事業との事前調整作業手順による。

イ 大島架橋

潮岬地区、大島地区において、大島架橋の建設に伴い、各種開発行為が予想されることから、関係機関との連絡を密にし、早期の事前調整を図る。

また、大島架橋に伴う利用客の増加が見込まれるため、探勝路、案内板の充実を図る。

4 利用者の指導に関する事項

ア 自然解説に関する事項

(ア) 自然に親しむ運動

鏑浦地区においては、水族館、海中展望塔、グラスボート等が整備されており、従来から海中観察会等自然に親しむための行事が実施されているが、今後もこれらの施設や立地特性を生かした自然教育活動の充実を図る。

(イ) 自然探勝路利用の推進

本計画区の海岸線沿いは、海蝕崖地形や島嶼、半島地形等と常緑広葉樹林が一体となった自然観を呈する地域で、自然探勝コースとして適しているため、園地、歩道等施設の一環として自然解説施設等を整備し、その利用の推進を図る。

海域においても、黒潮暖流の影響によりイシサンゴ類等、亜熱帯性の生物が見られる鏑浦地区においては、陸上関連施設の整備により海中観察に適した地区となっていることから、海中自然探勝利用の推進を図る。

「利用推進コース及び観察ポイント」

① 大島コース

磯の生物と潮汐活動、檜野崎灯台、海金剛に代表される海岸崖地形、南方系植物等

② 潮岬コース

海岸の植物、磯の生物、潮岬の地質、本州最南端の眺望と芝生地等

③ 串本海中公園 - 海中観察路 -

サンゴ類、亜熱帯性の海水魚類、磯の生物等

イ 海中公園地区の利用の適正化

海中公園地区が指定されている鏑浦地区一帯においては、当該海域に生育する海中生物を主体として、その生態等を解説する水族館のほか、海中景観を探勝する施設として海中展望塔、グラスボートが整備されている。一方、ダイビングの普及に伴い、より直接的に海中の景観や生物に接する利用が増加しており、その陸上支援施設や海中観察路の整備が進められている。

一方、海中公園地区の利用は、海中の景観や生物への影響が懸念されるものでもあるので、海中景観の保護を図るため、利用者に対する普及啓発を行い、その適正な利用を推進する。併せて利用に際しての安全対策の充実を図る。

5 地域の美化修景に関する事項

ア 美化清掃

公園事業施設周辺の清潔の保持に努めるとともに、関係県、市町村及び地元諸団体等と協力し、一斉清掃等地区全体の美化清掃を推進する。

また、公園利用者に対しても、啓発看板の設置、広報活動等により美化清掃の普及啓発を図り、ごみ持ち帰り運動を推進する。

イ 修景緑化

施設計画に際しては、既存樹木の保存に留意し、工事により生じた裸地は、その地域に生育する樹木と同種の樹木により修景のための植栽を行う。

第5 那智山管理計画区

1 管理の基本的方針

(1) 保護に関する方針

ア 風致景観の特性及び保全対象

本管理計画区は、標高 909 m の烏帽子山や南部の妙法山などからなる山塊で、その中心に名瀑那智の滝を擁する他、熊野信仰の中心地の一つである熊野那智大社、青岸渡寺をはじめ往時をしのばせる熊野古道など多くの史跡、文化財がみられる。

また、周辺地域は自然が厳しく守られてきており、特に暖帯性常緑広葉樹を主体とする那智原始林は学術的にも貴重である。

管理方針としては、文化財とそれを取り巻く森林の一体化した景観を保護するとともに、門前町らしい雰囲気醸成に努めることに留意する。

イ 保全対象の保全方針

特色ある景観、貴重な自然について、保全対象と保全方針を定め、適切な管理を行うこととする。

保 全 対 象	概 要	保 全 方 針
那智の滝及び那智原始林	落差 133 m の滝とその周囲の暖帯性常緑広葉樹を主体とする原始林 [特別保護地区]	那智の滝を中心とする雄大な景観の維持並びに、学術的にも貴重な森林植生及び水源涵養をはじめとする公益的機能を有する森林の保護のため、極力人為による影響を排除し、風致景観及び自然環境の保全に努める。

(2) 利用に関する方針

那智山には往時をしのばせる熊野古道など史跡・遺跡も数多く、恵まれた自然や文化財によって南紀観光の中心地となっており、年間約 100 万人の利用者がある。

文化財と一体となった歴史的景観や自然景観の探勝や自然歩道の利用等を促進し、自然とのふれあいの推進に努める。

2 風致景観の管理に関する事項

(1) 許可、届出等取扱方針

特別地域内については、自然公園法施行規則、「国立公園の許可、届出等の取扱要領」（平成 12 年 4 月 1 日付け環自国第 180-1 号）及び「吉野熊野国立公園にかかる特定地域（那智勝浦町那智山集落地区）における特定行為の認定について」（平成 12 年告示予定）によるほか、下記の取扱方針によるものとする。

また、普通地域内の要届出行為については、下記の特別地域内の行為の取扱いを参考として風景の保護上適切な配慮がされるよう指導する。

行 為 の 種 類	取 扱 方 針
1. 工作物 (1) 建築物	<p>① 基本方針 伝統的な和風建築を基調とした門前町の雰囲気をもつ町並みをつくとともに、主要な展望地からの景観の維持に努める。</p> <p>② 規模 高さは、参道沿いについては道路面から平屋建とし、その他については、道路面から13m（高さが現にこれをこえるものにあつては、既存建築物の高さ）をこえないものとする。 公共施設及び社寺関連建築物等については、その都度具体的な計画により検討する。</p> <p>③ 意匠，色彩，材料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 屋根は原則として和風で勾配のあるものとする。現在陸屋根（パラペット付きを含む）のものは、増改築時等に上記様式とする。 ・ 屋根は黒色，灰色又は暗褐色で明度，彩度の低いものとする。 ・ 建物の外部には，できるだけ自然材料を使用し格子，手摺り等による装飾を施す。
(2) 道路（車道）	第2・2・(1)・1・(2) 道路（車道）の取扱方針を適用する。
(3) 電柱	第2・2・(1)・1・(3) 電柱の取扱方針を適用する。
(4) その他工作物	基本方針 街路灯，電話ボックス等の意匠，色彩は，門前町の雰囲気に調和したものとする。
2 広告物	基本方針 広告物の乱立を防ぐとともに，史跡，文化財を特色とした環境との調和を図るためできるだけ自然材料を使用する。

(2) 公園事業取扱方針

事 業 の 種 類	地 区	取 扱 方 針
1. 道路（車道） 一般自動車道	那智山線 妙法山大戸平線 那智妙法山線	<p>① 基本方針 那智山へ至る唯一の車道であり，さらに妙法山を經由して大戸平に至る一連の路線である。 整備に当たっては，いずれも急傾斜地が多いため，地形に順応した線形とする等自然環境との調和を図るとともに，必要に応じて路傍駐車帯を設ける等展望の確保に留意する。</p> <p>② 以上の他，第2・2・(1)・1・(2) 道路（車道）の取扱方針②～⑤を適用する。</p>
2. 道路（歩道）	那智妙法山周回線	基本方針 那智山から妙法山・烏帽子山を周回する歩道であり，歴史・

		人文景観を生かした探勝路として沿線の解説施設等に留意した整備を図る。
	近畿自然 歩道	基本方針 既設歩道の改良整備を主体とし、歴史・人文景観を生かした探勝路として、展望適地等に路傍休憩施設等を附帯した歩道の整備を図る。
3. 園地	那智山	基本方針 那智山利用者のための公衆便所、歴史・人文景観等の解説施設や地区案内標識等の整備を図る。
	大戸平	基本方針 那智山妙法山線歩道等と連携した探勝利用者のためのピクニック・展望園地として整備を図る。
	妙法山	基本方針 妙法山及び周辺探勝利用者のための園地として整備を図る。
	園地整備における 工法、附帯施設等	周辺山域を含めた徒歩による探勝利用を推進する利用拠点として、駐車場・園地・休憩所・公衆便所等の整備を図るものであり、植生の保全や地形への順応等自然環境と調和した工法とする。休憩所等附帯施設の配置に当たっては展望方向等に留意する。必要に応じて解説施設、地名標識等を設置する。
4. 排水施設	那智山	基本方針 那智山地区からの排水を処理するための施設を整備する。

3 地域の開発整備に関する事項

一般公共施設

その公共性に鑑み、できるだけ早い時期に工事計画を把握し事前調整を図る。事前調整の対象とする施設は、県が行う各種公共事業（市町村への補助事業を含む）に係るものとし、その作業手順は、参考事項1. 国立公園内における各種公共事業との事前調整作業手順による。

4 利用者の指導に関する事項

ア 自然解説に関する事項

歩道、園地等の整備に併せ、沿線の解説施設の整備充実を図る。また、那智山には往時をしのばせる熊野古道等史跡・遺跡も数多く、これらの探勝とあわせて自然観察会等の行事を積極的に推進する。

イ 利用者の誘導、規制

(ア) 自動車利用対策

社寺への参拝利用者及び公園利用者は殆ど観光バス及び自家用自動車を利用して訪れるため、那智の滝入り口部での混雑が著しく、時として渋滞を引き起こしている。この対応策として地区案内板の整備による利用者への情報提供等に努め、混雑の緩和を図る。

(イ) 利用者の安全対策

徒歩利用者の安全を確保するため、歩道の設置、自動車の誘導、規制等の措置が講じられるよう、関係行政機関と協力し管理者を指導する。

5 地域の美化修景に関する事項

ア 美化清掃

公園事業施設周辺の清潔の保持に努めるとともに、関係県、市町村及び地元諸団体等と協力し一斉清掃等地区全体の美化清掃を実施する。また、公園利用者に対しても、啓発看板の設置、広報活動等により美化清掃の普及啓発を図り、ごみ持ち帰り運動を推進する。

イ 修景緑化

施設周辺の植栽など地区全体の緑化及び滝前に至る県道沿いの修景緑化を推進する。

第 6 熊野川管理計画区

1. 管理の基本的方針

(1) 保護に関する方針

ア 風致景観の特性及び保全対策

本管理計画区は、十津川、北山川を含む熊野川の中・下流流域である。

熊野川は、降水量の豊富な大峯山脈や大台ヶ原山を源とする急流で、山岳部を大きく蛇行しつつ激しく浸食し、河口近くまで深いV字谷となって熊野灘に注いでいる。流域は、砂岩、頁岩を主とする新第三紀層と熊野酸性岩類からなり、ほぼ垂直な崖と深い淵が連なる瀨峡や、下流域では柱状節理をもつ急崖が連続する等、変化に富んだ優れた景観を形成している。植生は、カシ類等の常緑広葉樹林が崖上等にわずかに残る他は、大部分スギ、ヒノキの人工林によって占められている。

管理方針としては、河川景観、河川環境の保護に特に留意するとともに、本宮・新宮の歴史的景観、湯の峰・川湯温泉の利用環境の保全を図るものとする。

イ 保全対象の保全方針

特色ある景観、貴重な自然について、保全対象と保全方針を定め、適切な管理を行うこととする。

保 全 対 象	概 要	保 全 方 針
北山川峡谷及び瀨峡	<p>ほぼ垂直な崖と深い淵が連なり、柱状節理をもつ急崖が連続する等変化に富んだ優れた景観を形成している。</p> <p>ドロニガナ、カワゼンゴ、ドロシモツケ等の固有種も生育している。</p> <p>[特別保護地区] [第1種特別地域]</p>	<p>自然性の高い地区であり、極力人的行為による影響を排除し、風致景観及び自然環境の保全に努める。</p> <p>河川工事等に当たっては、景観を損なわない工法等を指導する。</p>

(2) 利用に関する方針

この地域の利用は、ウォータージェット船による熊野川・瀨峡探勝が主で、年間約 26 万人弱の利用者があり、上流の北山峡でも観光筏下りの運行が行われている。また、国道 168, 169 号線等の整備が進められており、十津川方面等からの陸路による利用も増加している。

このほか、地区内には熊野三山のうち熊野本宮大社、熊野速玉大社や、古くからの湯治場で国民保養温泉地に指定されている熊野本宮温泉郷があり、多くの利用者が訪れる。また、河口近く、新宮市街に接する千穂ヶ峰は、市民等のハイキングによく利用されている。

このような河川景観や歴史的景観の探勝や自然歩道の利用等を促進し、自然とのふれあいの推進に努めるものとする。

2 風致景観の管理に関する事項

(1) 許可、届出等取扱方針

特別地域内については、自然公園法施行規則及び「国立公園の許可、届出等の取扱要領」（平成 12 年 4 月 1 日付け環自国第 180-1 号）によるほか、下記の取扱方針によるものとする。

また、普通地域内の要届出行為については、下記の特別地域内の行為の取扱いを参考として風景の保護上適切な配慮がされるよう指導する。

行為の種類	取 扱 方 針
1 工作物 (1) 建築物	第 2・2・(1)・1 工作物の (1) の取扱方針を適用する。
(2) 道路 (車道)	第 2・2・(1)・1 工作物の (2) の取扱方針を適用する。
(3) 電柱	第 2・2・(1)・1 工作物の (3) の取扱方針を適用する。
(4) 河川護岸	① 基本方針 河川の風致保全に努める。 ② 工法等 <ul style="list-style-type: none"> ・ 擁壁は、自然石を使用するか、または自然石に模した表面仕上げとする。 ・ 河川への汚濁防止措置を講じ、周辺水域に濁水を流出させないものとする。
2 土石の採取	① 基本方針 熊野川及び北山川の河川景観の保護を図るため、河川砂利の採取については、河川管理上必要な場合を除き取扱いは次のとおりとする。 ② 採取位置 北山川及び北山川合流点より下流の熊野川については許可しない。 ③ 採取方法等 <ul style="list-style-type: none"> ・ 原則として採取等のための工作物（仮工作物を含む）の設置は許可しない。 ・ 採取にはブルドーザー等を使用して掘穴を作らないこととし、切取高は平水位から 40 cm 以上の高さまでとする。 ・ 採取跡地を整理する。 ・ 河川への汚濁防止措置を講じ、周辺水域に濁水を流出させない。

(2) 公園事業取扱方針

事業の種類	事業名	取 扱 方 針
1. 道路 (車道)	新宮本宮線 本宮請川線	① 基本方針 熊野川に沿って設けられた路線であるが、川に向かって急傾斜地が続いているため、整備に当たっては、河川・渓谷景観の保全を図りつつ防災上も留意した工法とし、必要に応じて河川沿いに小規模な路傍駐車帯を設ける。

		② 以上の他，第2・2・(1)・1・(2)道路(車道)の取扱方針②～⑤を適用する。
	七色宮井線	① 基本方針 北山川沿いの山間部を通っている路線であるが，急傾斜地が続いているため，河川，渓谷景観の保全を図りつつ防災上も留意した工法で整備を図る。 ② 以上の他，第2・2・(1)・1・(2)道路(車道)の取扱方針②～⑤を適用する。
2. 道路(歩道)	白見山探勝線	基本方針 白見山の自然探勝のための歩道として整備を図る。
	千穂ヶ峰周回線	基本方針 歴史・人文景観を生かした自然探勝のための歩道として，沿線の解説施設等にも留意した整備を図る。
	瀨峡周回線	基本方針 瀨峡を巡るハイキングコースとして整備を図る。
	小松田戸線	基本方針 小松と田戸を結ぶ北山川沿いのハイキングコースとして整備を図る。
	近畿自然歩道	基本方針 既設歩道の改良整備を主体とし，河川，渓谷景観や歴史・人文景観を生かした探勝路として，展望適地等に路傍休憩施設等を附帯した歩道の整備を図る。
3. 園地	田戸玉置口	基本方針 瀨峡探勝の基地として，渓谷景観との調和に留意し，ウォータージェット船からの利用者も考慮した整備を図る。
	湯の峰	基本方針 湯の峰宿舎及び駐車場と一体的に利用される園路等の整備を図る。
	下尾井	基本方針 北山川探勝利用者の休憩地として整備を図る。
	小松口	基本方針 北山川探勝利用者の休憩地及び観光筏下り乗下船口として，休憩所，駐車場，公衆便所等の整備を図る。
	飛雪ノ滝	基本方針 熊野川の下流域に位置し，飛雪ノ滝を中心とした自然とのふれあいに配慮した整備を図る。
	本宮	基本方針 本宮大社を中心とした利用者のため，周囲の自然環境と調和

		した整備を図る。
	川 湯	基本方針 温泉利用地として、自然とのふれあいに配慮した整備を図る。
	オトノリ	基本方針 北山川探勝利用者の休憩地及び観光筏下りの乗船口として、自然環境と調和した整備を図る。
	園地整備における 工法,附帯施設等	植生の保全や地形への順応等自然環境と調和した工法とする。 休憩所等附帯施設の配置に当たっては展望方向等に留意する。 必要に応じて解説施設,地名標識等を設置する。
4. 宿舎	湯 の 峰 川 湯	① 基本方針 周辺探勝利用者及び温泉利用者のための宿舎として、山峡の湯治場としての雰囲気損なわないよう周囲の自然環境と調和した整備を図る。 ② 工法等 第2・2・(1)・1・(1)建築物の取扱方針②～④を適用する。 ③ 汚水処理 周囲の環境,公園利用等に支障のない汚水の処理方法,放流先とする。
	下 尾 井	① 基本方針 北山川の中流域で、周辺探勝等公園利用者のための宿舎として周囲の自然環境と調和した整備を図る。 ② 工法等 第2・2・(1)・1・(1)建築物の取扱方針②～④を適用する。 ③ 汚水処理 周囲の環境,公園利用等に支障のない汚水の処理方法,放流先とする。
5. 排水施設	川 湯	基本方針 川湯地区からの排水を処理するための施設を整備する。
6. 野営場	川 湯	基本方針 温泉利用地としての特性と山間地形に応じた野営場として、自然とのふれあいに配慮した施設の充実を図る。 河川沿いの地区であり、出水時等における野営場利用者の、避難等安全対策の確保を図るものとする。
	飛雪ノ滝	基本方針 熊野川の下流域に位置し、滝,河川周辺の探勝のための宿泊,滞在型の公園利用の促進に向けた整備を図る。 河川沿いの地区であり、出水時等における野営場利用者の避難等安全対策の確保を図るものとする。
	七 色 峡	基本方針

		北山川の中流域にあり、山間地形に応じた野営場として、自然とのふれあいに配慮した整備を図る。 河川沿いの地区であり、出水時等における野営場利用者の避難等安全対策の確保を図るものとする。
7. 駐車場	湯の峰	基本方針 湯の峰地区利用者の駐車場として、周囲の自然環境と調和した工法により整備を図る。
8. 船舶運送施設	鮎田瀨峡線	① 基本方針 瀨峡を核心とする河川景観探勝のための航路であり、施設として船着場、休憩所等があり、河川の風致景観の保護に留意した改良整備を図る。 ② 工法、附帯施設等 第2・2・(1)・1・(1) 建築物の取扱方針②～④を適用する。 ③ 管理方針 管理者は、適宜航路等の点検を行い安全確保に努めるとともに快適な利用が確保されるよう、その他の河川利用者とも調整を図るものとする。

3 地域の開発整備に関する事項

一般公共施設

その公共性に鑑み、できるだけ早い時期に工事計画を把握し事前調整を図る。事前調整の対象とする施設は、県が行う各種公共事業（市町村への補助事業を含む）に係るものとし、その作業手順は参考事項1. 国立公園内における各種公共事業との事前調整作業手順による。

4 利用者の指導に関する事項

ア 自然解説に関する事項

千穂ヶ峰においては、熊野速玉大社、神倉神社等の人文・歴史景観も踏まえた自然観察会を実施しており、今後もその充実を図り自然探勝利用の推進に努める。

イ 河川における公園利用のあり方

北山川は、古くからわが国屈指の峡谷美を誇っており、大正末から流域住民の足として運行されたプロペラ船は、現在では輸送力の大きいウォータージェット船に切り替えられ、年間約26万人余の公園利用者を集めているとともに、小森ダムから瀨八丁に至る北山峡では観光筏下りが運行され、多数の利用者がある。これらは、本国立公園が誇る独特の利用形態であり、今後ともその特色ある利用の推進に努める。

また、近年カヌーによる利用もみられるようになり、このような新しい河川利用が増加してきていることに伴い、この種の利用とウォータージェット船利用等との間でのトラブルも発生し始めていることから、河川管理者、公園事業者等関係者間において、河川における適正な公園利用が進められるよう検討する。

5 地域の美化修景に関する事項

ア 美化清掃

関係県、市町村及び地元諸団体等と協力し、河川へのごみ投棄等を排除するとともに、一斉清掃等地区全体の美化清掃を推進する。

また、河川利用者に対して、啓発看板の設置、広報活動等により美化清掃の普及啓発を図り、ごみ持ち帰り運動を推進する。

イ 修景緑化

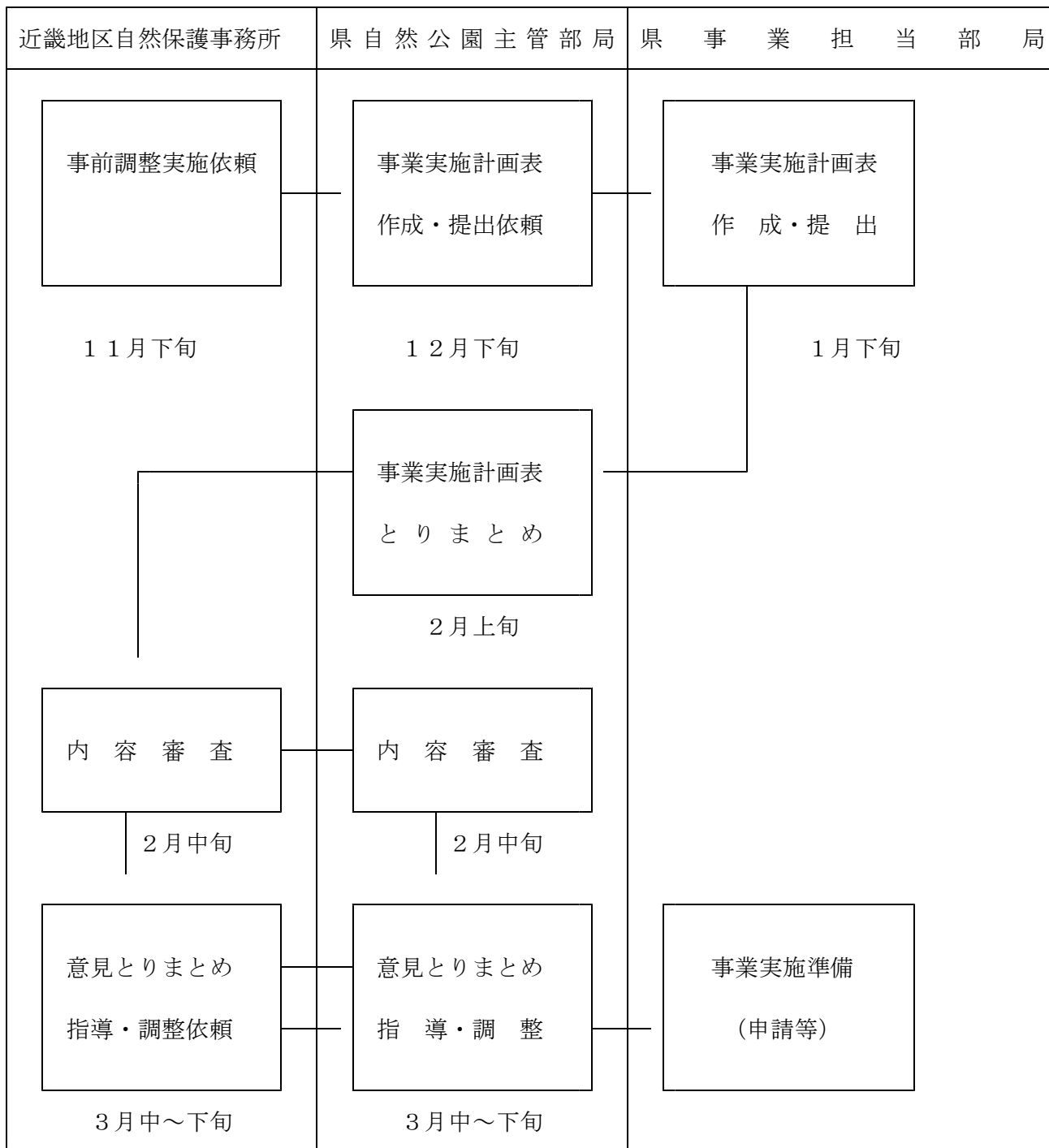
施設計画に際しては、既存樹木の保存に留意し、工事により生じた裸地は、その地域に生育する樹木と同種の樹木により修景のための植際を行う。

ウ 河川景観の修景

熊野川は従来河川砂利の採取等が行われ、河川沿いに多くのプラント施設が設置されているが河川水面上等からの探勝利用の増加に対応し、河岸等での工作物の設置等については、河川景観の保全に特に配慮するとともに、河川敷への廃材、残土等の投棄防止に努める。

参考事項

1. 国立公園内における各種公共事業との事前調整作業手順



- ※ 1. 事業の内容は、その時点で判明しているものを記載させるものとし、不確定の部分があってもやむを得ない。
2. 内容審査、意見のとりまとめは、自然公園法の処分権限に従い、近畿地区事務所長及び県主管課が相互に連絡・調整を図りながら行うものとする。
3. 事業実施計画表を審査し必要と考えられるものについては、事業担当部局から実施の内容等を聴取し、公園行政との調整を行うこととする。その方法については、その都度協議するものとする。
4. 事業実施計画及び意見のとりまとめは、公共事業の概要調書により行うものとする。

参考事項

2. 「吉野熊野国立公園にかかる特定地域における特定行為の認定について」の要点

(昭和52年3月3日 環自保第95号 自然保護局長通知)

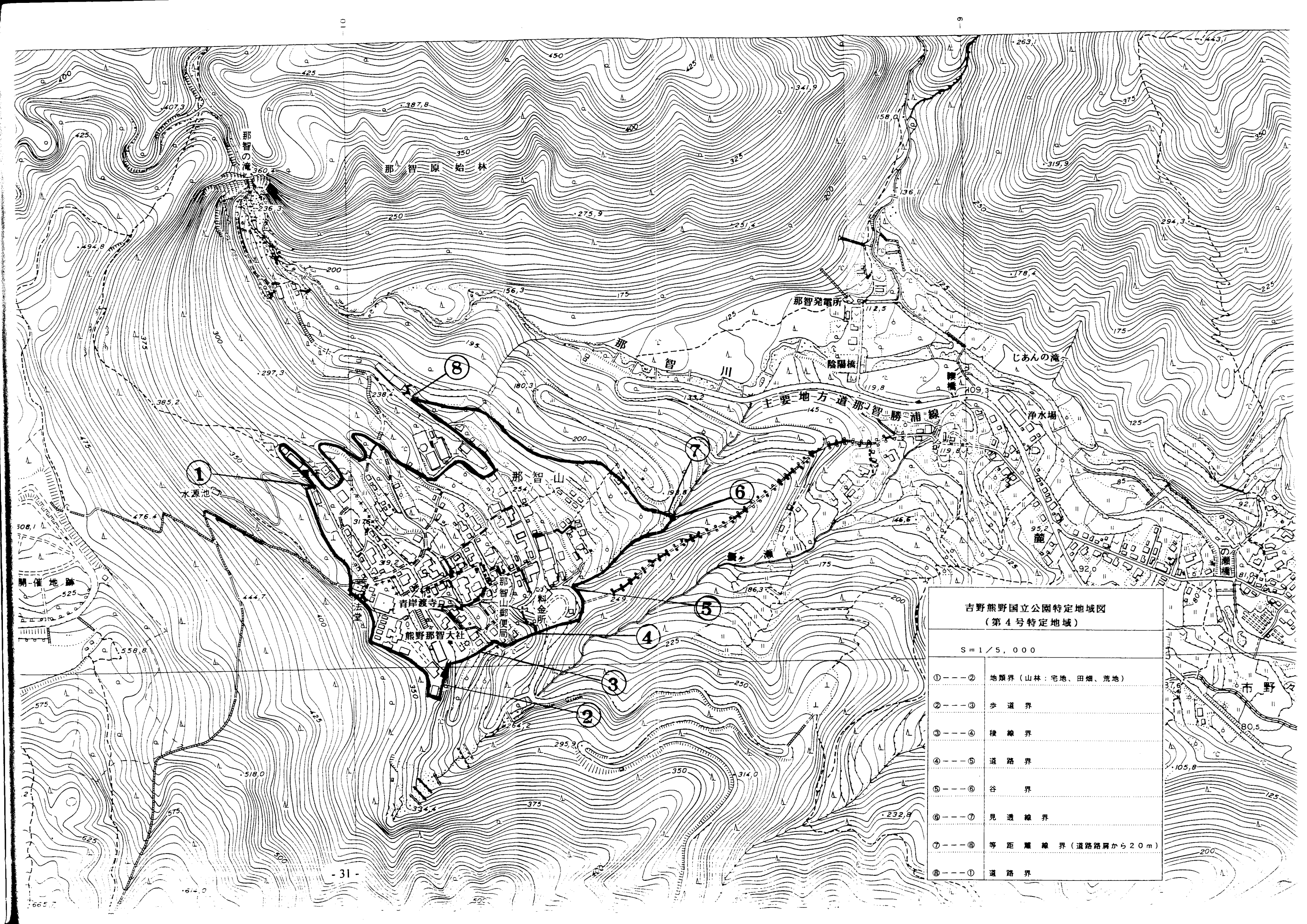
(1) 那智勝浦町那智山集落地区

用途	当該特別地域に居住することが必要と認められる者の住宅	以外の建築物 (※注1)	以外の工作物 (※注2)
高さ	要件としない	要件としない	
建蔽率		要件としない	
容積率		要件としない	
勾配		要件としない	
建物外周線		要件としない	要件としない

※注1 「国立公園内（普通地域を除く）における各種行為に関する審査指針（昭和49年11月20日、環自企第570号）」（以下審査指針という。）第1の1の2の(5)に該当する〔(1), (2), (3), または(4) 以外の建築物〕をいう。

※注2 審査指針第1の5に該当する〔1・2・3及び4以外の工作物〕をいう。

※注3 斜線は、審査指針において該当する要件がないことを示す。



吉野熊野国立公園特定地域図
(第4号特定地域)

S=1/5,000

①---②	地類界 (山林: 宅地、田畑、荒地)
②---③	歩道界
③---④	種線界
④---⑤	道路界
⑤---⑥	谷界
⑥---⑦	見透線界
⑦---⑧	等距離線界 (道路路肩から20m)
⑧---①	道路界

2. 「吉野熊野国立公園にかかる特定地域における特定行為の認定について」の要点

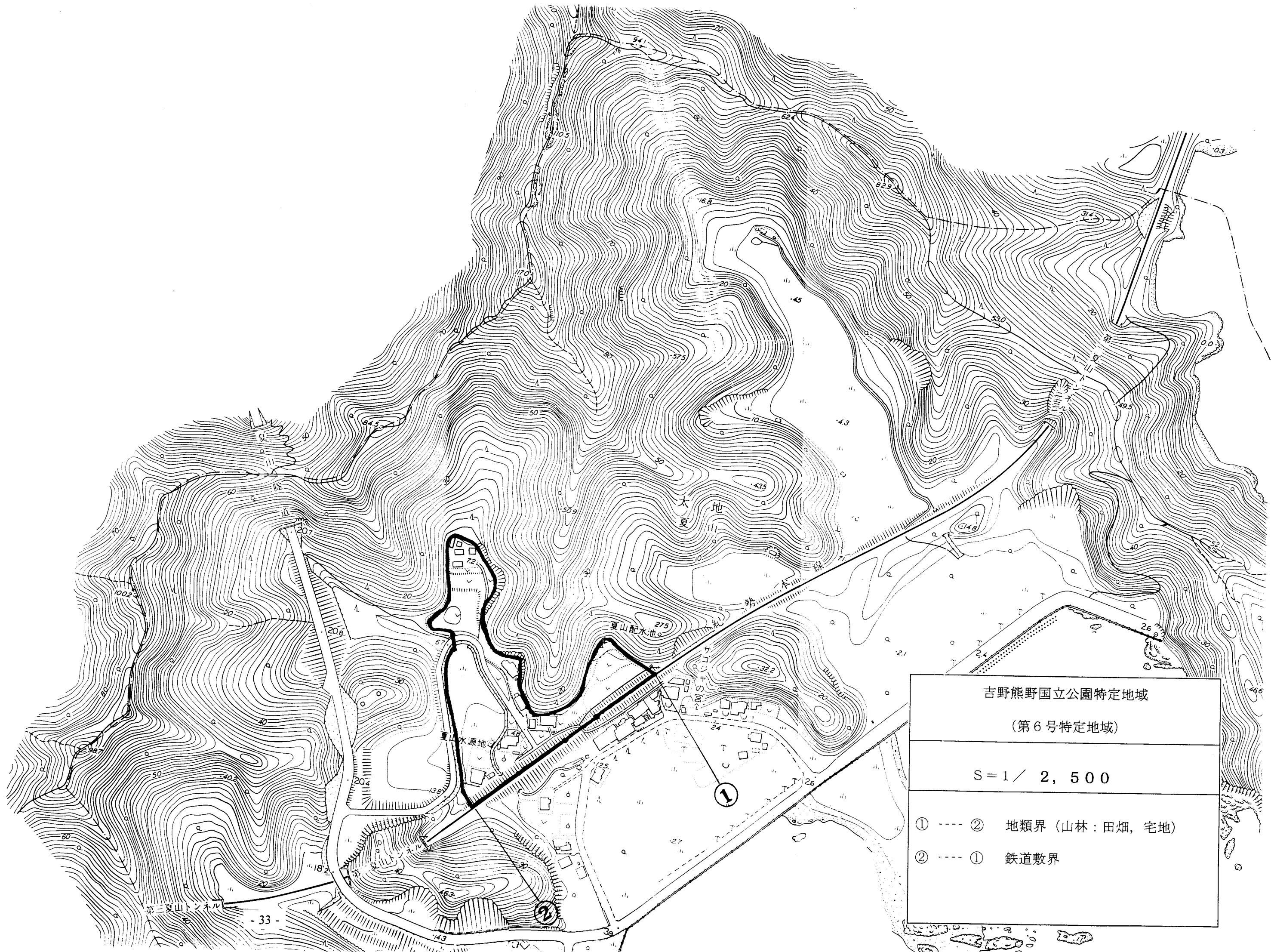
(昭和52年3月3日 環自保第95号 自然保護局長通知)

(2) 太 地 町 夏 山 集 落 地 区

用 途	分譲地内建築物	以外の建築物 (※注1)	分譲地の造成	土地の形状変更
高 さ	審査指針適用	審査指針適用		
敷 地	要件としない		要件としない	
建 蔽 率	要件としない	要件としない		
容 積 率	要件としない	要件としない		
勾 配	審査指針適用	審査指針適用		
建物外周線	要件としない	要件としない		
保 存 緑 地			要件としない (但し勾配地除く)	
分譲地造成				要件としない

※注1 「国立公園内（普通地域を除く）における各種行為に関する審査指針（昭和49年11月20日、環自企第570号）」（以下審査指針という。）第1の1の2の(5)に該当する〔(1), (2), (3), または(4) 以外の建築物〕をいう。

※注2 斜線は、審査指針において該当する要件がないことを示す。



吉野熊野国立公園特定地域
(第6号特定地域)

S = 1 / 2,500

① ---- ② 地類界 (山林: 田畑, 宅地)
② ---- ① 鉄道敷界

修景緑化植物表（参考）
（1）木本類

(科名) 種名	性状		常緑の落別		日当たり		適地の分		用途			野鳥の食餌木	県下苗木容易さ 入手容易さ △やや ×	備考	公園内 での天 然自生
	低木	高木	常緑	落葉	陽	陰	山間部	海岸部	建物周辺	道路沿線	法面				
(イチイ)カヤ		○	○		○	○	○		○	○			×	雌雄異株	○
(マキ)イヌマキ		○	○		○	○	○	○	○	○		○	○	雌雄異株 防風	○
(イヌガヤ)イヌガヤ	○		○			○	○	○	○	○			×	雌雄異株	○
(マツ)ツモアカク ガミツ マツ		○ ○ ○	○ ○ ○		○ ○ ○	○ ○	○ ○ ○		○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○		△ △ ○ ○	防風	○ ○ ○ ○
(コウヤマキ)コウヤマキ		○	○		○	○	○		○	○			△	根が浅く、風の強いところには向かない	○
(スギ)スギ		○	○			○	○		○	○			○		○
(ヒノキ)イブキ	○		○		○				○	○	○		○	雌雄異株	○
(センリョウ)センリョウ	○		○			○	○		○		○	○	○		○
(ヤマモモ)ヤマモモ		○	○		○	○	○	○	○	○		○	○	雌雄異株	○
(カバノキ)イヌシデ アカシデ ヤシャブシ類		○ ○ ○		○ ○ ○	○ ○ ○		○ ○ ○		○ ○ ○		○ ○		△ △ △		○ ○ ○
(ブナ)コナラ クヌギ ウバメガシ アラカシ ツクバネガシ ウラボシ イチイガシ スダジイ ツブラジイ		○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○		○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○		○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○		○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○		○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○		○ ○ ○ △ × × × △ ×	高木の移植難 低温に弱い	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
(ニレ)ムクノキ ケヤキ エノキ		○ ○ ○		○ ○ ○	○ ○ ○		○ ○ ○	○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○		○ ○ ○	× ○ ○	防風	○ ○ ○
(クワ)ヤマグワ コウゾ イヌビワ	○ ○	○		○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○		○ ○ ○		○ ○ ○		× × ×	雌雄異株	○ ○ ○
(モクレン)コブシ オガタマノ タムシバ		○ ○ ○	○	○ ○	○ ○ ○		○ ○ ○	○	○ ○ ○	○ ○ ○			○ △ △		○ ○ ○

(科名) 種名	性状		常緑の落別		日当たり		適地の分		用途			野鳥の食餌木	県下入手の苗木 ○△× ○△× ○△×	備考	公園内の天然
	低木	高木	常緑	落葉	陽	陰	山間部	海岸部	建物周辺	道路沿線	法面				
ホオノキ		○		○	○		○		○	○			○		○
(クスノキ) クスノキ ヤブニッケイ タブノダノモ シカゴモ カゴモ		○	○	○	○		○	○	○	○		○	○ × ○ △ × ×	防風 防風 雌雄異株 雌雄異株	○ ○ ○ ○ ○ ○
(ユキノシタ) ウツギ マルバウツギ ヤマアジサイ コアジサイ ノリウツギ ヤハズアジサイ	○			○	○		○		○		○		○ ○ × × ○ ×	白花 白花 青紫色 青紫色 白花 白花	○ ○ ○ ○ ○ ○
(トベラ) トベラ	○		○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	耐乾燥性	○
(マンサク) マンサク イヌノキ		○	○	○	○		○	○	○	○			○ △		× ○
(バラ) カナメモチ シャリンバイ マルバシャリンバイ ヤマブキ ヤマザクラ オオシマザクラ バクチノキ	○ ○ ○	○	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○ ○		○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	○ △ △ ○ ○ △ △	自然のものは花が一重	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
(マメ) ミヤギノハギ ヤマハギ マルバハギ キハギ ネムノキ	○ ○ ○ ○	○		○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○		○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○ ○		○ ○ ○ ○ ○	
(トウダイグサ) ユズリハ ヒメユズリハ アカメガシワ		○	○		○		○		○	○		○	○ ○ ○	雌雄異株 防火 山間部に多い 雌雄異株 防火 海岸部に多い	○ ○ ○
(モチノキ) モチノキ クロガネモチ ソヨゴ イヌツゲ ウメモドキ	○ ○ ○ ○	○	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○ ○		○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ △ ○ ○	雌雄異株 雌雄異株 雌雄異株 雌雄異株 雌雄異株	○ ○ ○ ○ ○
(ニシキギ) マユキギ ニシキギ マサキ	○ ○	○		○ ○	○ ○		○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○		○ ○
(カエデ) イロハカエデ コハウチワカエデ		○ ○		○ ○	○ ○		○ ○		○ ○	○ ○			○ ○		○ ○

(科名) 種名	性状		常緑の落別		日当たり		適地の分		用途			野鳥の食餌木 県下入手 ○△× 苗木容易 ○△× 容易難	備考	公園内 で天然 自生	
	低木	高木	常緑	落葉	陽	陰	山間部	海岸部	建物周辺	道路沿線	法面				
オオモミジ		○		○	○	○	○		○	○			○		○
(アワブキ) ヤマビワ		○	○		○	○	○		○			○	△		○
(ホルトノキ) ホルトノキ コバンモチ		○ ○	○ ○		○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○		○ ○	△ △		○ ○
(アオイ) ハマボウ		○		○	○			○	○	○			×		○
(ツバキ) ヤブツバキ ヒメシヤク モッコク サカキ ヒサカキ ハマヒサカキ	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	雌雄異株 雌雄異株	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
(グミ) ナワシログミ ツルグミ マルバグミ アキグミ	○ ○ ○ ○		○ ○ ○		○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○	○ △ △ ○		○ ○ ○ ○
(ウコギ) ヤツデ カクレミノ	○ ○	○ ○	○ ○		○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○		○ ○
(ミズキ) ミズキ クマノミズキ ヤマボウシ アオキ	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	△ × × ○	雌雄異株	○ ○ ○ ○	
(リョウブ) リョウブ		○		○	○		○		○	○			○		○
(ツツジ) ミツバツツジ ヤマツツジ サツキツツジ モチツツジ オンツツジ ドウダンツツジ サラサドウダン カイナンサラサドウダン アセビ	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○		○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ △ △ ○		○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	
(ヤブコウジ) イズセンリョウ ヤブコウジ マンリョウ タイミンタチバナ	○ ○ ○	○ ○	○ ○ ○		○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	雌雄異株 雌雄異株	○ ○ ○ ○
(ハイノキ) クロバ シロバ ミズバ		○ ○ ○	○ ○ ○		○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○				△ △ ○		○ ○ ○
(エゴノキ) エゴノキ		○		○	○	○	○	○	○	○		○	○		○

(科名) 種名	性 状		常 緑 落 別		日 当 り		適 地 の 分		用 途			野鳥の食餌木	県下入手 ○△×	苗木容易 ○△×	備 考	公 園 内 で の 天 然 自 生
	低木	高木	常緑	落葉	陽	陰	山間部	海岸部	建物周辺	道路沿線	法面					
(モクセイ) イボタノキ ネズミモチ ヒイラギ	○ ○	○	○ ○	○	○ ○ ○	○ ○	○ ○ ○	○	○ ○ ○	○ ○ ○	○	○ ○ ○	○ ○ ○	雌雄異株	○ ○ ○	
(クマツヅラ) ムラサキシキブ コムラサキシキブ ハマゴウ クサギ	○ ○ ○ ○			○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○	○ ○	○ ○ ○	○	○ ○ ○ ○			○ ○ ○	× ○ × ×	湿地周辺に自生	○ ○ ○ ○	
(アカネ) ヒロハコンロンカ クちなシ アリドウシ	○ ○ ○		○ ○	○	○ ○ ○	○ ○	○ ○ ○	○	○ ○ ○	○	○	○ ○ ○	× ○ ○		○ ○ ○	

(2) 草本類

(科名) 種名	日当り		適地の分		用途	木易 苗難 下の容 やす難 入○△×
	陽	陰	山間部	海岸部		
(イワヒバ) クラマゴケ		○	○			△
(ウラジロ) ウラジロダコシ	○	○	○	○	○	×移植難 ×移植難
(ツルシダ) タマシダ	○			○		○
(オシダ) オニヤブソテツ ホソバカナワラビ	○	○	○	○		○ ×
(ウラボシ) ヒトツバ	○	○	○	○		×
(ユキノシタ) ユキノシタ		○	○			○
(マメ) メドハギ	○		○			△
(サクラソウ) ハマボッス オカトラノオ	○		○	○	○	△ ×
(リンドウ) リンドウ	○		○		○	×
(キク) ヨモギ ツワブキ ヒヨドリバナ類 ヨメナ ノコンギク ヤマシロギク リュウノウギク キノクニシオギク	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○		○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ △ × × × × × ×
(イネ) ダンチク シバ チガヤ ススキ	○ ○ ○ ○		○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○ ○	× ○ ○ ○
(サトイモ) セキショウ		○	○			○溪側生
(ユリ) ギボウシ類 ハマカンゾウ ヤブカンゾウ ノカンゾウ オニユリン ヤブリン オオバジャノヒゲ オモト	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ × △ × ○ △ ○ ○ ○
(ヒガンバナ) ハマオモト ヒガンバナ	○ ○		○ ○	○ ○	○ ○	△ ○

(科名) 種名	日当り		適地の分		用途	木易 苗難 下の容 やす難 入○△×
	陽	陰	山間部	海岸部		
(アヤメ) シヤウガ ヒオウギ	○	○	○	○	○ ○	○ ×
(ラン) ラン		○	○	○		○

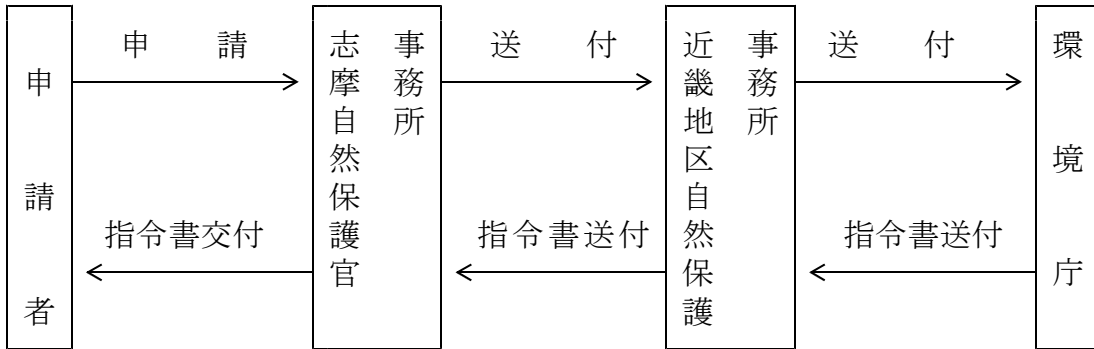
(3) つる性植物

(科名) 種名	日当り		適地の分 区		用途	木 易 難 苗 難 下 手 の 容 や 難 果 入 〇 △ ×
	陽	陰	山間部	海岸部		
(コショウ) フウトウカズラ		○		○		×
(クワ) イタビカズラ類	○	○	○	○	○	○
(マツブサ) サネカズラ		○	○	○		○
(キンポウゲ) センニンソウ	○		○			×
(ツツラフジ) ハスノハカズラ オオツツラフジ アオツツラフジ	○ ○	○ ○	○ ○ ○	○	○ ○ ○	× × ×
(ニシキギ) ツルマサキ ツルウメモドキ	○	○	○ ○	○	○ ○	△ ○
(ブドウ) ナツヅタル エビヅル ノブドウ	○ ○ ○		○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	○ × ×
(ウコギ) キヅタ	○	○	○	○		○
(キョウチクトウ) テイカカズラ		○	○	○		○
(スイカズラ) スイカズラ	○	○	○	○	○	○
(アケビ) ムベ	○	○		○	○	○

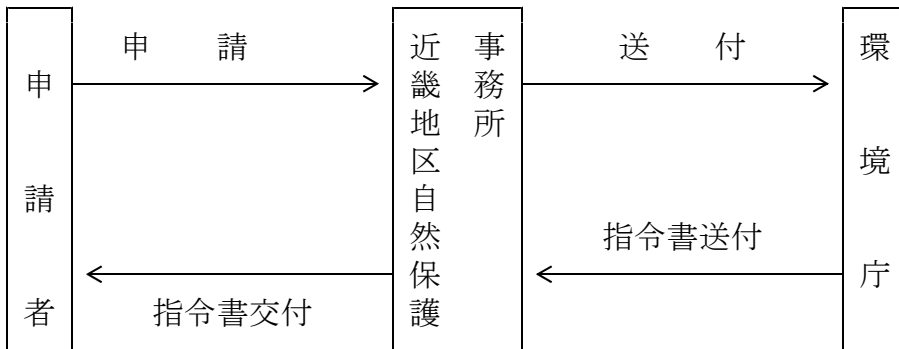
(科名) 種名	日当り		適地の分 区		用途	木 易 難 苗 難 下 手 の 容 や 難 果 入 〇 △ ×
	陽	陰	山間部	海岸部		

申請書等の経由ルート（三重県）

1. 伊勢志摩国立公園に係わる申請書等（3部提出，所長専決2部提出）

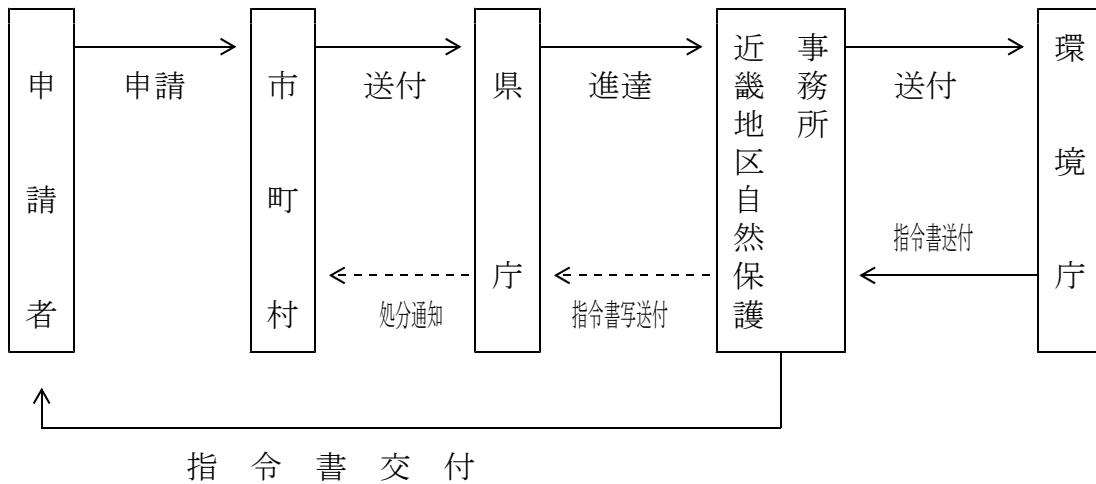


2. 吉野熊野国立公園に係わる申請書等（2部提出，所長専決1部提出）



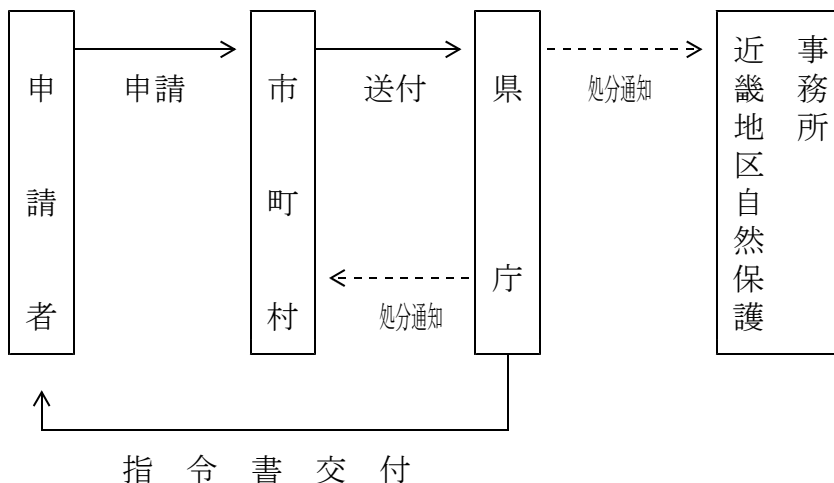
申請書等の経由ルート (奈良県)

1. 長官権限事項 (4部提出, 所長専決3部提出)



- ・ 県と近畿地区自然保護事務所との意見照会・回答は事務の円滑化を図るため必要に応じて行うこととし、その方法は特に定めない。
- ・ 申請事前指導は、県、市町村等他機関と調整を図りながら、原則として近畿地区自然保護事務所で行う。

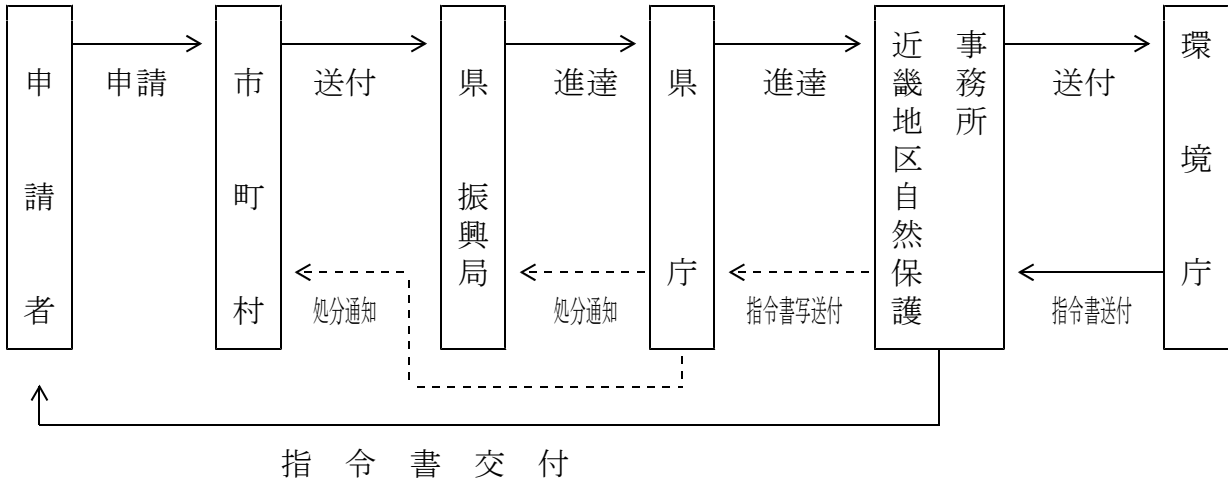
2. 知事権限事項 (2部提出)



- ・ 近畿地区自然保護事務所への処分通知に際しては、申請内容の概要がわかる図書を添付する。
- ・ 県と近畿地区自然保護事務所との意見照会・回答については、必要に応じて実施することとし、その方法は特に定めない。

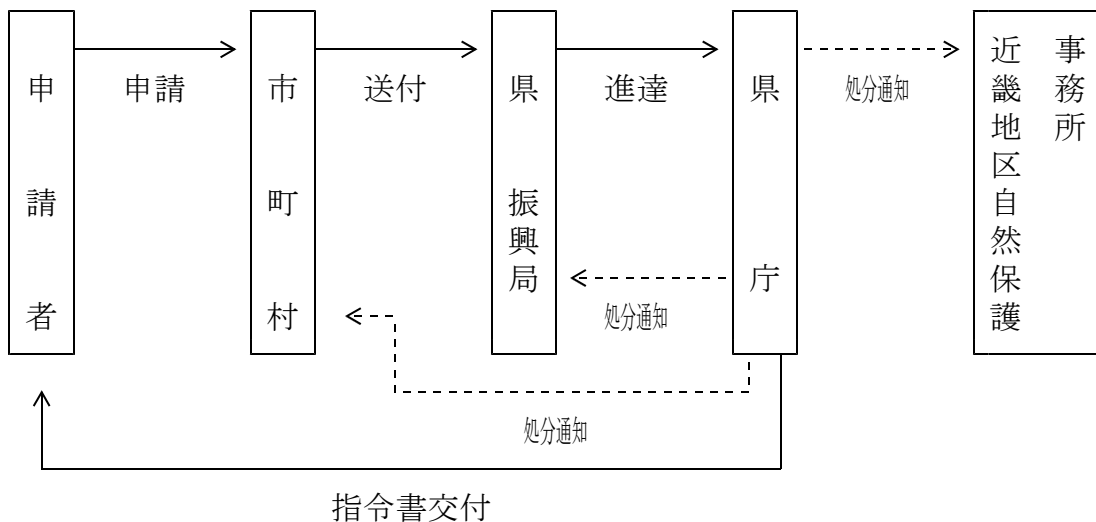
申請書等の経由ルート（和歌山県）

1. 長官権限事項（5部提出，所長専決4部提出）



- ・ 県（振興局）と近畿地区自然保護事務所との意見照会・回答は事務の円滑化を図るため必要に応じて行うこととし，その方法は特に定めない。
- ・ 申請事前指導は，県，市町村等他機関と調整を図りながら，原則として近畿地区自然保護事務所で行う。

2. 知事権限事項（3部提出）



- ・ 近畿地区自然保護事務所への処分通知に際しては，申請内容の概要がわかる図書を添付する。
- ・ 県（振興局）と近畿地区自然保護事務所との意見照会・回答については，必要に応じて実施することとし，その方法は特に定めない。

〈尾鷲・熊野管理計画区〉公園事業執行状況一覧表（平成12年3月現在）

事業の種類	事業決定	事業執行者	内容
行野浦楯ヶ崎線道路（車道）	H9・12・16（告示第96号） 起点：三重県尾鷲市（行野浦・国立公園境界） 終点：三重県尾鷲市（奥地・国立公園境界） 起点：三重県尾鷲市（向上・国立公園境界） 終点：三重県尾鷲市（古輪山・国立公園境界） 起点：三重県尾鷲市（狸谷・国立公園境界） 終点：三重県熊野市（浦母・国立公園境界） 区間距離：19km 有効幅員：6.0m	三重県	延長=13,650m 有効幅員=6.0m
鬼ヶ城周回線道路（歩道）	H元・6・27（告示第32号） 起点：三重県熊野市（千木） 終点：三重県熊野市（城山・歩道合流点） 終点：三重県熊野市（城山・国立公園境界） 区間距離：2.0km	三重県	延長=1,103m 有効幅員=1.0～1.5m
網代園地	H元・9・11（告示第40号） 区域面積：45ha	三重県	敷地面積=44,600㎡ 園地=26,600㎡ 園路=3,641.4m 芝生=2,189㎡ 駐車場=1,156㎡（2ヶ所）
三木崎園地	S52・9・8（告示第41号） 区域面積：30ha	三重県	園地=4,169㎡ 園路2,610m
楯ヶ崎園地	S52・9・8（告示第41号） 区域面積：30ha	三重県	園地=2,619㎡ 園路=2,524m
新鹿浦園地	H4・7・14（告示第56号） 区域面積：8.0ha	熊野市	園地=3,000㎡ 園路534m シャワ一棟 1棟 駐車場=220㎡（6台）
鬼ヶ城園地	H元・6・27（告示第32号） 区域面積：0.5ha	三重県	園路=521m 展望台 1棟 駐車場=2,058㎡
阿田和園地	S63・11・7（告示第56号） 区域面積：5.0ha	三重県	敷地面積=16,200㎡ 園路=2,106m 休憩所 2棟 公衆便所 1棟

〈勝浦・太地管理計画区〉公園事業執行状況一覧表（平成12年3月現在）

事業の種類	事業決定	事業執行者	内容
勝浦湯川線道路 (車道)	H2・7・7(告示第45号) 起点:和歌山県東牟婁郡那智勝浦町(勝浦・国立公園境界) 終点:和歌山県東牟婁郡那智勝浦町(湯川) 区間距離:2.7km 有効幅員:6.0m	和歌山県	延長=1.9km 有効幅員=6.0m 橋梁 2ヶ所
燈明崎山見鼻線道路 (歩道)	H9・12・16(告示第96号) 起点:和歌山県東牟婁郡太地町(平見台・歩道分岐点) 終点:和歌山県東牟婁郡那智勝浦町(山見鼻・国立公園境界) 区間距離:2.2km	和歌山県	延長=1,630m 幅員=3.0m 園地=1,954㎡ 休憩所 2棟 駐車場 303㎡
孔島・鈴島園地	S57・7・24(告示第81号) 区域面積:3.6ha	和歌山県	園地=2,000㎡ 園路=821m 公衆便所 1棟 休憩所 1棟
宇久井園地	H元・6・27(告示第32号) 区域面積:0.5ha	和歌山県	園路=490m
太地園地	H元・6・27(告示第32号) 区域面積:1.0ha	和歌山県	敷地面積=8,692㎡ 園地=1,918㎡ 園路=3,007m 公衆便所 1棟 トイレ・シャワー棟 1棟
燈明崎園地	H4・1・16(告示第2号) 区域面積:2.0ha	太地町	敷地面積=340㎡ 古式捕鯨山見台 番所 1棟 旗振り台 1基 燈明灯台 1基
梶取崎園地	S56・7・20(告示第65号) 区域面積:3.1ha	和歌山県	園路=286m 駐車場 270㎡ 公衆便所 1棟
平見台園地	S56・7・20(告示第65号) 区域面積:1.3ha	和歌山県	園地=622㎡ 園路=192m 休憩所 1棟 公衆便所 1棟 駐車場 542㎡
下田原園地	H元・6・27(告示第31号) 区域面積:0.5ha	和歌山県	敷地面積=4,510㎡ 園地=2,171㎡ 休憩所 1棟
宇久井宿舎	H元・6・27(告示第32号) 区域面積:1.0ha 最大宿泊者数:250人/日	(財)国民休暇村協会	収容人員 192人 地上 2F 高さ 20m
勝浦宿舎	H4・7・14(告示第57号) 区域面積:26ha 最大宿泊者数:5,000人/日	(株)浦島温泉ホテル (株)浦島観光ホテル (株)中の島 勝浦温泉土地(株)	敷地面積=24,977.87㎡ 収容人員 570人 地下1F 地上7F 高さ 34m 敷地面積=188,018㎡ 収容人員 2,752人 地下2F 地上7F 高さ 32m 敷地面積=36,503.20㎡ 収容人員 904人 地下1F 地上6F 高さ 23m 敷地面積=3,805.47㎡ 収容人員 404人 地下2F 地上5F

事業の種類	事業決定	事業執行者	内容
湯川宿舎	H元・6・27(告示第32号) 区域面積:15ha 最大宿泊者数:1,500人/日	(株)コーポラント 観光 (株)湯川温泉ホテル	敷地面積=35,403㎡ 収容人員 367人 地上6F 高さ 29m 敷地面積=5,761㎡ 収容人員 131人 地上3F 高さ 17m
夏山宿舎	H元・6・27(告示第32号) 区域面積:0.2ha 最大宿泊者数:100人/日	松田喜弘 (もみじや)	敷地面積=343㎡ 収容人員 45人 地上2F
太地宿舎	H元・6・27(告示第32号) 区域面積:3.0ha 最大宿泊者数:500人/日	(株)勝浦御苑 ホテル太地リゾート 太地町	敷地面積=16,061㎡ 収容人員 239人 地上7F 高さ 26m 駐車場 316㎡ 敷地面積=4,332㎡ 収容人員 89人 地上5F 高さ 19m 駐車場 710㎡
太地博物展示施設	H元・6・27(告示第31号) 区域面積:2.5ha	太地町	敷地面積=20,336㎡ 博物館, プール 2, 水族館, ラッコ館, 勢子舟展示場 休憩所, 店舗

〈串本管理計画区〉公園事業執行状況一覧表（平成12年3月現在）

事業の種類	事業決定	事業執行者	内容
潮岬周回線道路 (車道)	H元・6・27(告示第32号) 起点:和歌山県西牟婁郡串本町(串本・国立公園境界) 終点:和歌山県西牟婁郡串本町(出雲・国立公園境界) 起点:和歌山県西牟婁郡串本町(出雲・国立公園境界) 終点:和歌山県西牟婁郡串本町(平松・国立公園境界) 起点:和歌山県西牟婁郡串本町(平松・国立公園境界) 終点:和歌山県西牟婁郡串本町(串本・国立公園境界) 区間距離:10km 有効幅員:5.5m	和歌山県	延長=8.6km 有効幅員=5.5m 付帯駐車場 2ヶ所 2,642㎡
大島周回線道路 (歩道)	H9・12・16(告示第96号) 起点:和歌山県西牟婁郡串本町(大島・国立公園境界) 終点:和歌山県西牟婁郡串本町(樫野・国立公園境界) 終点:和歌山県西牟婁郡串本町(須江・国立公園境界) 起点:和歌山県西牟婁郡串本町(樫野・国立公園境界) 終点:和歌山県西牟婁郡串本町(樫野崎・歩道合流点) 起点:和歌山県西牟婁郡串本町(樫野・歩道分岐点) 終点:和歌山県西牟婁郡串本町(須江・国立公園境界) 起点:和歌山県西牟婁郡串本町(須江・国立公園境界) 終点:和歌山県西牟婁郡串本町(白野・国立公園境界) 起点:和歌山県西牟婁郡串本町(白野・国立公園境界) 終点:和歌山県西牟婁郡串本町(大島・歩道合流点) 終点:和歌山県西牟婁郡串本町(須江・歩道合流点) 区間距離:13.5km	和歌山県	延長=695m 幅員=1.5m
橋杭園地	H元・6・27(告示第32号) 区域面積:2.5ha	和歌山県	敷地面積=24,600㎡ 園地=19,207㎡ 園路=970m 公衆便所 2棟 駐車場 5,433㎡
鏑浦園地	H元・6・27(告示第32号) 区域面積:0.1ha	和歌山県	園路=220m
潮岬園地	H8・2・23(告示第9号) 区域面積:27ha	和歌山県 串本町 潮岬観光(株) 熊交商事(株) (株)暖流	敷地面積=4,431㎡ 園地=1,920㎡ 園路=495m 公衆便所 2棟 休憩所 1棟 敷地面積=1,662㎡ 休憩所 1棟 駐車場 4,097㎡ 食堂 1棟 敷地面積=991㎡ 観光タワー, 食堂 敷地面積=3,085㎡ 展望施設 5F 駐車場 1,637㎡

事業の種類	事業決定	事業執行者	内容
タカノ集園地	S56・7・20(告示第65号) 区域面積:0.9ha	和歌山県	園地=1,212㎡ 園路=115m 休憩所 1棟
潮岬宿舎	H元・6・27(告示第32号) 区域面積:1.0ha 最大宿泊者数:250人/日	潮岬臨海ハウス(株) 西田建比古 (岬ロッジ)	敷地面積=3,135㎡ 収容人員 50人 地上 2F バンガロー 5戸 95㎡ 敷地面積=1,024㎡ 収容人員 43人 地上2F 高さ 10m 駐車場 350㎡
鏑浦水族館	H元・9・11(告示第41号) 区域面積:3.0ha	(株)串本海中公園 センター	敷地面積=20,500㎡ 水族館 1棟 VC 1棟 休憩所 1棟 駐車場 4,390㎡ 研修棟 5棟

〈那智山管理計画区〉 公園事業執行状況一覧表（平成12年3月現在）

事業の種類	事業決定	事業執行者	内容
那智妙法線一般自動車道	H元・6・27(告示第32号) 起点:和歌山県東牟婁郡那智勝浦町(那智山) 終点:和歌山県東牟婁郡那智勝浦町(妙法山) 区間距離:6.2km	熊野交通(株)	延長=6.172km 有効幅員=3.6m 管理事務所 1棟 料金所 2棟 駐車場 9,143㎡ 公衆便所 2棟 休憩所 1棟 売店 1棟
那智妙法山周回線道路(歩道)	H9・12・16(告示第96号) 起点:和歌山県東牟婁郡那智勝浦町(市野々・歩道分岐点) 終点:和歌山県東牟婁郡那智勝浦町(那智山・歩道合流点) 起点:和歌山県東牟婁郡那智勝浦町(那智山・歩道分岐点) 終点:和歌山県東牟婁郡那智勝浦町(妙法山北・歩道合流点) 終点:和歌山県東牟婁郡那智勝浦町(那智山・歩道合流点) 区間距離:13.5km	和歌山県 那智勝浦町	延長=5,312m 幅員=1.5m~2.0m 公衆便所 1棟 延長=713m 幅員=1.0m~1.3m 駐車場 3,494㎡ 公衆便所 1棟
那智山園地	H元・6・27(告示第31号) 区域面積:0.5ha	那智勝浦町	駐車場 2,553㎡ 公衆便所 2棟
大戸平園地	H6・2・15(告示第12号) 区域面積:10.0ha	和歌山県 那智勝浦町	敷地面積=7,137㎡ 園地=4,764㎡ 園路=220m 休憩所 1棟 敷地面積=29,327㎡ 園地=1,328㎡ 案内施設 1棟 公衆便所 1棟 駐車場 3,250㎡
妙法山園地	H元・6・27(告示第31号) 区域面積:0.1ha	熊交商事(株)	敷地面積=356㎡ 休憩所 1棟

〈熊野川管理計画区〉 公園事業執行状況一覧表（平成12年3月現在）

事業の種類	事業決定	事業執行者	内容
新宮本宮線道路 (車道)	H元・6・27(告示第32号) 起点:和歌山県新宮市(新宮・国立公園境界) 終点:和歌山県東牟婁郡熊野川町(能城・国立公園境界) 起点:和歌山県東牟婁郡熊野川町(上村・国立公園境界) 終点:和歌山県東牟婁郡本宮町(本宮・国立公園境界) 区間距離:35km 有効幅員:5.5m	和歌山県	延長=3.5km 有効幅員=5.5m
七色宮井線道路 (車道)	H5・7・19(告示第62号) 起点:三重県熊野市(神川・国立公園境界) 終点:奈良県吉野郡十津川村(東野・国立公園境界) 起点:和歌山県東牟婁郡熊野川町(玉置口・国立公園境界) 終点:和歌山県東牟婁郡熊野川町(玉置口・国立公園境界) 起点:和歌山県東牟婁郡熊野川町(玉置口・国立公園境界) 終点:和歌山県東牟婁郡熊野川町(玉置口・国立公園境界) 起点:和歌山県東牟婁郡熊野川町(玉置口・国立公園境界) 終点:和歌山県東牟婁郡熊野川町(宮井) 区間距離:30km 有効幅員:6.0m	和歌山県	延長=28.087km 有効幅員=6.0m
千穂ヶ峰線道路 (歩道)	S53・7・13(告示第40号) 起点:和歌山県新宮市(神倉神社) 終点:和歌山県新宮市(熊野速玉大社) 区間距離:4.5km	和歌山県	延長=4,158m 幅員=1.0m~1.5m 広場 60㎡
飛雪ノ滝園地	H8・7・31(告示第47号) 区域面積:7.2ha	三重県	敷地面積=48,100㎡ 園地=13,000㎡ 園路=1,153m 幅員=1.5m~3.0m 休憩所 1棟
田戸園地	H元・6・27(告示第31号) 区域面積:0.5ha	奈良県	敷地面積=835㎡ 駐車場 740㎡
小松口園地	H5・1・12(告示第1号) 区域面積:1.2ha	和歌山県	敷地面積=4,395㎡ 園地=2,400㎡ 園路=250m 公衆便所 1棟 駐車場 1,845㎡
下尾井園地	H11・8・25(告示第40号)	北山村	園路=400m 幅員=2.0m ステージ=169.59㎡ 駐車場 3,900㎡ 車道=280m 幅員=7.0m 管理事務所,休憩所,ふれあい棟,ふるさと産品販売センター 燃料供給庫,公衆便所各1棟
湯の峰宿舎	H元・6・27(告示第32号) 区域面積:6.0ha 最大宿泊者数:500人/日	(株)あずまや	収容人員 134人 地上 2F 高さ 12m

事業の種類	事業決定	事業執行者	内容
川湯宿舎	H元・6・27(告示第31号) 区域面積:5.0ha 最大宿泊者数:1,000人/日	末吉観光(株) (株)川湯観光 富士屋 (株)山水館	敷地面積=2,163㎡ 収容人員 118人 地下1F 地上 3F 高さ 14m 駐車場 162㎡ 敷地面積=11,414㎡ 収容人員 172人 地上 5F 高さ 21m 駐車場 910㎡ 敷地面積=5,416㎡ 収容人員 613人 駐車場 バス 5台 乗用車 30台
下尾井宿舎	H8・2・23(告示第8号) 区域面積:0.7ha 最大宿泊者数:100人/日	北山村	敷地面積=6,577㎡ 収容人員 51人 地上 1F 高さ 13m 駐車場 1,150㎡
川湯野営場	S61・7・17(告示第24号) 区域面積:1.0ha 最大宿泊者数:150人/日	和歌山県	敷地面積=9,330㎡ テントサイト(150人/日収容) 管理棟 1棟 公衆便所 2棟 炊事棟 1棟 セントラルロッジ 1棟 園地=1,140㎡ 園路=194m 駐車場 3,020㎡
飛雪ノ滝野営場	H9・12・16(告示第95号) 区域面積:1.0ha 最大宿泊者数:120人/日	三重県	敷地面積=10,000㎡ テントサイト 6m×7m(6人収容) 20ヶ所
湯の峰駐車場	H元・6・27(告示第32号) 区域面積:0.4ha	和歌山県	駐車場 600㎡
鮎田瀨峡線船舶運送施設	H2・2・17(告示第6号) 起点:三重県南牟婁郡紀宝町(鮎田・国立公園境界) 終点:和歌山県東牟婁郡北山村(オトノリ) 区間距離:60km 区域面積:9.0ha 付帯施設 休憩所及び係留施設 [位置] 三重県紀和町(小川) 奈良県十津川村(田戸) 和歌山県北山村(オトノリ及び小松) 和歌山県熊野川町(志古,四滝,九重及び玉置口)	熊野交通(株) 瀨峡観光(株) 北山村	起点:三重県南牟婁郡紀宝町鮎田 終点:奈良県吉野郡十津川村大字神下 区間距離:49.2km 数量 ウォータージェット船 17隻 輸送力 定期航路 8便 定員 54名 起点:三重県南牟婁郡紀宝町鮎田 終点:奈良県吉野郡十津川村大字神下 区間距離:49.2km 数量 ウォータージェット船 5隻 輸送力 定期航路 8便 定員 54名 起点:和歌山県東牟婁郡北山村下尾井オトノリ 終点:和歌山県東牟婁郡熊野川町玉置口 区間距離:13km 数量 筏 20乗 輸送力 240人/日 20人(1乗)×12乗

〈各計画区〉近畿自然歩道線道路（歩道）事業（平成12年3月現在）

近畿
自
路

事業の種類	事業決定	事業執行者	内容
近畿自然歩道線道路（歩道）	H10・8・31(告示第60号) 起点：三重県南牟婁郡紀和町木津呂 終点：三重県南牟婁郡紀和町（小川口・国立公園境界） 区間距離：72km	三重県	延長=5,2km 幅員=1.5m 木製歩道橋, 鋼製歩道橋各1 指導標 6基 案内板 1基
近畿自然歩道線道路（歩道） ① ② ③ ④ ⑤ ⑥	H10・8・31(告示第60号) 区間距離：72km ① 起点：和歌山県西牟婁郡串本町（樫野崎） 終点：和歌山県西牟婁郡串本町（樫野・国立公園境界） ② 起点：和歌山県東牟婁郡那智勝浦町（那智山・国立公園境界） 終点：和歌山県東牟婁郡那智勝浦町（市野野・国立公園境界） ③ 起点：和歌山県東牟婁郡太地町（燈明崎・国立公園境界） 終点：和歌山県東牟婁郡太地町（平見台・国立公園境界） ④ 起点：和歌山県新宮市（広角・国立公園境界） 終点：和歌山県新宮市（三輪崎・国立公園境界） ⑤ 起点：和歌山県東牟婁郡本宮町（平岩・国立公園境界） 終点：和歌山県東牟婁郡本宮町（上町） ⑥ 起点：和歌山県西牟婁郡串本町（くしもと大橋東詰） 終点：和歌山県西牟婁郡串本町（大島・国立公園境界）	和歌山県	延長 ① 1,493.0m 幅員1.5m~4.0 ② 2,850.0m 幅員1.5m~6.0 ③ 1,630.0m 幅員3.0m ④ 2,420.0m 幅員1.0m~4.0 ⑤ 1,450.0m 幅員1.5m~6.0 ⑥ 200.0m 幅員3.0m ① 休憩所 3棟 園地 A=1,212㎡ 芝生園地 A=5,800㎡ 公衆トイレ 1棟 A=34.0㎡ 展望台 A=6.14㎡ ② 公衆トイレ 1棟 A=42.0㎡ ③ 休憩所 2棟 A=25.0㎡×2 駐車場 A=303.0㎡ 園地 A=1,954.0㎡ ④ 橋梁 延長 7.0m 幅員 1.58m 展望休憩所 1棟 A=20.0㎡ 休憩所 1棟 A=9.0㎡ ⑤ 公衆トイレ 1棟 A=49.0㎡ ⑥ 園地 A=540.0㎡ パ・ゴラ(東屋) 1棟 A=160.0㎡ モニュメント 1棟 A=14.7㎡ 駐車場 A=250.0㎡ 公衆トイレ 1棟 A=37.85㎡ 転落防止柵 延長 79.0m